

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（11名）

1 番	_____	2 番	廣瀬隆博君
3 番	乾 豊君	4 番	若山隆史君
5 番	藤 墳 理君	6 番	_____
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田 功君
9 番	角田 寛君	10 番	木村千秋君
11 番	後藤省治君	12 番	富田栄次君
13 番	栗田利朗君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早野博文君	副町長	片岡兼男君
総務課長	藤塚康孝君	企画調整課長	小川裕司君
税務課長	桐山裕次君	健康福祉課長	酒井明美君
子育て推進課長	吉野敬子君	住民課長	岡野文紀君
建設課長	多賀 靖君	都市計画課長	小森俊宏君
産業課長	小竹武志君	上下水道課長	藤江和明君
会計管理者兼 会計課長	北村嘉彦君	消防主任	廣瀬太佳夫君
教育長	和田 満君	学校教育課長	藤塚正博君
生涯学習課長	川瀬桂一郎君		

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	青木隆一	書記	石川敦詞
書記	小藪友香		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（富田栄次君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

初めに、感染症の予防のため、今定例会中、議会出席者のマスク着用を許可しております。なお、飛沫感染防止対策を講じています演壇、質問席及び議長席においては、マスクを外しての発言を可としております。御理解を賜りますようお願いいたします。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、7番 中村ひとみ君、8番 安田功君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

---

日程第1 一般質問

---

○議長（富田栄次君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

3番 乾豊君。

〔3番 乾豊君登壇〕

○3番（乾 豊君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をしたいと思います。

私のほうからは、次の2点につきましてお伺いをしたいと思います。

まず1点目でございますけれども、通学路の安全対策について、2点目は、政治参画に向けた小中高生との対話について、以上2点についてお伺いをしたいと思います。

まず1点目でございます。

通学路の安全対策についてでございますけれども、登下校中の何の落ち度もない児童が車にはねられて命を落とすという痛ましい事故が、毎年のように報道されています。

このような事態に対し、文科省では、通学路の安全対策の取組を地方自治体に対し求め、平成29年度の調査で教育委員会、学校教育による対策箇所の99%が対策済みとなり、交通安全のための推進体制も市区町村の97%で構築をされたそうでございます。

また、この安全対策は、地域での関係機関の連携による継続的な取組が重要であり、地域が一体となった推進体制を構築し、地域ごとに策定されている基本的な方針に基づいて、定期的に点検の改善の充実や点検結果に基づく対策の実施など、さらに改善や充実、つまりはPDCAサイクルとして実施することが重要とされております。

当然、住民の協力を得るための適切な情報発信が重要とも言われておりますけれども、児童にとって安全な道路ということは、つまり高齢者や体が不自由な方、乳幼児を連れた親御さんなど全ての方々も安全であると言えます。

そこで、本町における安全対策の現状についてお伺いをしたいと思います。

次に2点目でございます。

政治参画に向けた小中高生との対話についてでございます。

若い人の選挙への関心の低さは従来から指摘されており、選挙権も二十歳から18歳となり、この問題への解決策を見いだすことが急務となっております。

選挙への関心、つまりは政治への関心を高めることになると思いますけれども、我々議員としての模擬議会や、あるいは議員と小中高生との対話も手だての一つとして認識はしていますが、これも手段の一つにすぎません。

また、学校における取組も重要だと思います。例えば、模擬選挙を行うことで、選挙権がなくても児童・生徒の選挙の知識、関心を高めることが可能ではないでしょうか。小学校であれば、身近なことをテーマに選挙を行い、中学生以上は実際の町の課題をテーマとして、徐々に理解を深めることも考えられると思います。

町のことを考えることは、政治そのものであると言えます。ある案件について、自分はどのように思い、考え、答えを出したのかというプロセスがとても重要だと思います。そして、模擬選挙を通じて思いを感じたことを直接我々大人が聞くことも必要ではないでしょうか。自分の考えを発表し、ほかの違う意見を聞く、再び考える、そして同級生や大人と話すことで、生徒自身も我々も得るものがあるのではないのでしょうか。

そこで、政治参画に向けた模擬選挙や小中高生との対話について、どのようにお考えになるのかをお伺いしたいと思います。

以上、2点につきまして質問をいたしますけれども、分かりやすく丁寧に簡潔に御答弁いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 学校教育課長 藤塚正博君。

〔学校教育課長 藤塚正博君登壇〕

○学校教育課長（藤塚正博君） 改めまして、皆様、おはようございます。

私からは、乾議員の1つ目の御質問、本町における安全対策の現状につきましてお答えをいたします。

平成24年4月、京都府亀岡市で登校中の小学生等の列に自動車が入り込んだ事故などを受けまして、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁の連携による通学路の緊急合同点検要請が全国に向けて発出されました。

議員御指摘のとおり、こうした要請を受けまして、多くの市町村で通学路交通安全プログラムを策定しており、本町におきましても垂井町通学路交通安全プログラムを策定しております。

このプログラムに基づき、国土交通省岐阜国道事務所、岐阜県大垣土木事務所、垂井警察署、NPO法人こども見守り隊、不破地区交通安全協会、垂井町地区まちづくり協議会連絡会、町小・中学校PTA連合会の皆様方、また町小・中学校校長会、町の企画調整課、建設課、学校教育課によって構成しております垂井町通学路安全推進会議を設置し、通学路の合同点検を実

施しております。

本町では、まず毎年4月から7月頃にかけて、各学校において、保護者の皆様方の御意見もお伺いしながら通学路の危険箇所を洗い出します。次に、7月中旬から下旬頃、第1回目の会議を開催し、先ほど申し上げました関係機関や団体等の代表の皆様方にお集まりをいただきまして、前年度の対策結果を確認し、本年度の計画を協議いたします。この会議の後、8月中旬から下旬頃、小学校区ごとに関係の皆様方にお世話になり、合同点検を実施し、現地を確認し、対策、方法を検討いたします。その後、9月下旬に第2回目の会議を開催し、合同点検の結果を共有し、対策を進めてまいります。さらにその次の年度に入り、4月以降、前年度の対策結果などの評価、見直しを行い、再び危険箇所の洗い出し、会議や合同点検を進めてまいります。

このように、毎年計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを繰り返し、通学路の安全向上に努めているところでございます。令和4年度は、関係の皆様方に御協力をいただき、合同点検におきまして、町全体で32か所の現地を確認し、現在対策を進めているところでございます。

なお、これら垂井町通学路交通安全プログラムや合同点検の箇所につきましては、垂井町のホームページにて情報発信をいたしております。

また、このような合同点検だけでなく、日頃より先ほど申し上げました関係の皆様をはじめ、学校支援ボランティア、自治会の皆様方など多くの皆様に子供たちが安全で安心して登下校できるよう見守っていただいております。改めて感謝申し上げます。

引き続き、関係機関、団体の皆様、町関係課とも連携を図りながら取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 建設課長 多賀靖君。

〔建設課長 多賀靖君登壇〕

○建設課長（多賀 靖君） 乾議員の御質問、本町における安全対策の現状について、道路管理者の観点からお答えさせていただきます。

通学路の安全対策につきましては、日々の道路パトロールに加え、自治会要望、垂井町通学路安全推進会議及び垂井町交通安全対策協議会でいただきました要望や意見を基に対策の検討を行い、整備を進めております。

道路管理者による対策内容といたしましては、予算や用地的な制約もあることから、ポストコーンの設置、カラー舗装、道路標示及び区画線設置が主体となりますが、大型車の通行が多い歩道では、既設の縁石の内側に新たに車両用防護柵を設置するなど改良事業も実施しております。また、公安委員会が令和2年3月に東小学校周辺を、令和4年8月には表佐小学校、表佐こども園周辺をゾーン30区域に指定いたしました。

町及び県大垣土木事務所では、表佐地区のゾーン30区域の指定に併せて、令和3年度から道路管理者が実施いたしますゾーン30プラスの対策の検討に着手し、令和4年度末から令和5年度にかけて、ハンパの設置や狭窄部及びクランクの設置の整備を進めてまいります。

ゾーン30プラスの取組は、岐阜県内においても数少なく、表佐地区は県内6番目の事例となっております。整備後も効果検証を行い、その後の対応につなげてまいりたいと考えております。

通学路の安全対策は、全国的にも重点施策に位置づけられており、本町も活用しております。防災・安全社会資本整備交付金は高い交付率となっております。財政的には厳しい状況でございますが、関係する交付金等を有効に活用し、通学路の安全対策を推進してまいりたいと考えております。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 企画調整課長 小川裕司君。

〔企画調整課長 小川裕司君登壇〕

○企画調整課長（小川裕司君） 私からは、乾議員の1つ目の御質問、通学路の安全対策について、交通安全を所管する立場から、その現状についてお答えをさせていただきます。

建設課長の答弁にもございましたが、垂井町では町内での交通事故の発生をなくし、町民の安全を図るため、国や岐阜県が行います交通安全運動の実施に合わせ、春、夏、秋、年末の年4回、町議会、警察、交通安全協会、小・中学校、また商工会、工場会などの代表者などが一堂に会して開催します町交通安全対策協議会を通じて、交通安全に関する情報提供を行いますとともに、児童・生徒の安全な通学路の確保など、町民に対する交通安全教育や交通安全対策に取り組んでいます。

また、こども園や小学校に通う園児、児童に対しては、町交通指導員による交通安全教室を開催し、シートベルトの着用の大切さ、正しい自転車の乗り方などの助言や、小学校への入学を控える5歳児に対しては、信号機の見方や横断歩道の渡り方など、垂井警察署と連携を図りながら行っているところでございます。

また、町交通指導員は、通学路における事故発生を未然に防ぐ取組として、交通指導車両による町内巡視や、事故発生多発箇所、あるいは道路工事などにより通学に支障が発生する場合において児童の登校班に同行するなど、通学時の安全対策にも取り組んでいます。

今月6日、これらの取組の成果として、垂井町は3年間の交通死亡事故ゼロを達成し、その功労が認められ、岐阜県警察本部長から感謝状が贈られました。桜が咲く来月には、町内7つの小学校に入学する200名余りの新1年生の児童が、垂井町交通安全女性連絡協議会の皆さんが手作りしました、「気をつけてネ」の言葉が添えられたマスコットをつけて元気に登校する姿が見られることでしょう。

引き続き、関係機関、関係団体の皆さんのお力添えを得ながら、児童・生徒の安全な通学路の確保に努めますとともに、高齢者や障がい者、乳幼児連れの親御さんに至るまで、安心して暮らせる交通事故のない町を目指して取り組んでまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 教育長 和田満君。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） 乾議員の2つ目の御質問、政治参画に向けた模擬選挙や小中高生との対話につきまして、私からお答えいたします。

議員御質問の趣旨は、小・中学校、高等学校の主権者教育に関するものと理解をしております。主権者教育とは、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、自ら行動することで、その発展に寄与できる主権者を育成していくこととされております。

平成27年6月に公職選挙法の一部を改正する法律が成立しまして、平成28年6月19日に施行され、選挙権が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられました。このため、高等学校では選挙権を有する生徒が在籍をするようになりましたことから、現行の学習指導要領では小・中学校、高等学校で主権者教育に関わります学習内容が盛り込まれております。

小・中学校の段階では、児童・生徒の発達の段階を踏まえつつ、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うよう、各教科、特別の教科道徳、特別活動等の学習内容の充実を図っております。例えば、小学校6年の国語科では、議題を確かめ、自分の考えを発表し、他の意見を聞き取り、よりよい話し合いをし、解決策を見いだす学級討論をしようという学習をしております。小学校の社会科では私たちの生活と政治を、中学校の公民的分野では民主政治と政治参加、地方の政治と自治などの学習をしているところです。さらに中学校では、毎年生徒会役員選挙が行われていますが、生徒による選挙管理委員会の活動、立候補者による公約、立会演説、質疑を経ての投票など、民主的な手続と実際の選挙の体験を行っております。これも主権者教育に係ります極めて教育的意義のある学習であると考えております。

そのほか、主権者教育に関わります取組事例としましては、高等学校では、有権者として求められる力を身につけるために、実際の政治的事象を扱う授業、模擬議会、模擬選挙などが、また小・中学校では子供議会、議会の体験などが考えられております。

本町におきましては、小中高生との対話というものではございませんが、不破中学校2年生が垂井町のまちづくりをテーマとしまして、子育て、高齢福祉、文化財、観光・産業、都市計画、空き家対策という6つの課題を決め、グループごとにインターネットなどで調べたり、他の市町村と垂井町を比べたり、アンケート調査をしたり、役場の担当者の出前講座を聞いたりするなど約1年間にわたって様々な学習を経まして、自分の考えをまとめ、説明資料を作成いたしました。そして、学習の成果として、2月9日、代表の生徒が役場に来庁し、町長、関係の課長などに報告を行いました。私も同席をさせていただきました。また、会場と学校をオンラインで接続し、代表以外の生徒も報告会の様子を視聴いたしました。

自分の住んでいる垂井町に関心を持ち、町外から多くの人に来てもらうために、また町全体がにぎわうためにと、中学生は自分たちの課題と捉え、様々な教科の学習で身につけた力を総動員して考えをまとめました。精いっぱい自分たちの考えを町長に対して表現する生徒の姿に、社会参画の意欲を強く感じたところであります。

このように、学習の出口として町長に提案するという、言わば本物の学習をしている学校はそう多くはございません。こうした取組も模擬選挙と同様、主権者教育の取組の一つとして意

義深いものと考えております。

また、令和元年度に役場庁舎が移転しましてからは、各小・中学校にも働きかけをしながら、庁舎見学や議場見学などを学習の中に計画するよう努めているところであります。

これまで申しあげましたような学習や取組を繰り返すことで、子供たちが町議会や町の仕事などに関心を持ち、町の活性化や将来に向けた提案をすることで、政治参画への意識を高めますとともに、生涯にわたって垂井町に住みたいと思ってもらえればと願っているところであります。

今後は、これらの取組も含め、議員御指摘の模擬選挙、不破高校も含めた児童・生徒との対話などの取組も模索してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

〔総務課長 藤塚康孝君登壇〕

○総務課長（藤塚康孝君） 乾議員の2つ目の御質問、政治参画に向けた小中高生との対話につきまして、選挙管理委員会書記長の立場でお答えさせていただきます。

まず、直近に行われました令和4年7月執行の参議院議員通常選挙における垂井町投票区の投票率でございますが、56.25%ございました。そのうち、年齢別投票者数の調査を実施しております垂井第1投票区の投票率が56.33%、当該投票区の19歳以下の投票率が38.3%、20歳以上24歳以下の投票率が38.54%と若年層の投票率が低い結果となっております。

これは、議員御指摘のとおり、若い人の選挙への関心の低さが原因であることはもちろんのこと、選挙制度自体に変化が少ないことも原因であると考えております。例えば、下宿をしている大学生で垂井町に住民票がある人は、下宿先の市区町村で不在者投票を行うことができますが、事前に垂井町選挙管理委員会に投票用紙の請求を書面で、かつ郵送で行う必要があるなど、手続が煩雑なことや時間を要することが上げられます。つまり、これだけデジタル化が進んだ現代社会においても、若い人が気軽に、そして簡単に選挙を行う制度が整っておりません。

しかしながら、投票率の低さの根幹は、やはり選挙への関心の低さにあり、それを解消するためには、小中高生といった選挙権を得る前から選挙に関心を持ってもらうための働きかけを行うことが重要であると認識しております。中でも体験型の模擬選挙は、実際に投票や開票を行うことで、より一層関心を持ってもらうことができる有益な方法であると考えております。

本町におきましては、選挙権が18歳に引き下げられたことに伴い、平成28年1月に岐阜県選挙管理委員会と共催し、県立不破高等学校において全学年を対象に模擬選挙を行いました。以降は開催しておりませんが、毎年、各学校の要請に応じて選挙資材の貸出しを行っております。

今後につきましては、学校及び県選挙管理委員会と協力しまして、小・中児童・生徒の教育課程に合わせた協力や高等学校での模擬選挙の開催など、機会を通じて小中高生の思いや考え方を聞くことを検討してまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 3番 乾豊君。

○3番(乾 豊君) 御答弁ありがとうございました。

少しだけ再質問させてください。

まず、通学路の安全対策でございます。本当にたくさんの方々の御協力によりまして、安全対策を進めていただいていると思うんですけれども、特に思いましたのは、子供が危険や怖さを感じる箇所というのは、大人目線で見ると子供たちが見る目線とは違うと思うんですけれども、そのときに、例えば子供の意見を取り入れて、安全に通学できるような体制も考えておられるのかどうかもお聞きしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長(富田栄次君) 誰に答弁求めますか。

○3番(乾 豊君) 副町長、お願いします。

○議長(富田栄次君) 副町長 片岡兼男君。

[副町長 片岡兼男君登壇]

○副町長(片岡兼男君) 乾議員からの再質問につきまして、私のほうからお答えをさせていただきますと思います。

子供目線をというお話でございました。確かに、集まっているメンバーは大人ばかりでございますが、そのメンバーの中には小・中学校のPTA連合会、また小・中学校の校長会というメンバーでもあります。それは、子供さんの目線というものを意識した意見をいただけて思っておりますので御理解いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長(富田栄次君) 3番 乾豊君。

○3番(乾 豊君) ありがとうございます。

実は、今年度4月から入学をする子供たちがおります。非常にやっぱり不安なんですよね。聞いてみますと、親が実際に通学路を子供と一緒に歩いてみたりとかいうようなこともあるんですよね。そこでやっぱり危険な場所とか、ここはどうって、どうも子供たちが親に言うようでございます。そういうところも含めて御検討いただければなというふうに思うんですけれども、これは意見として言っておきますのでよろしく願いしたいと思っております。

それから、2つ目の政治参画につきましてです。

本当に具体的にやっておっていただけるなあといいことをよく思いました。ただ、今後はやっぱり町長さん、あるいは副町長、あるいは教育長、各課長さんも各小・中学校に出向いていただいて、実際に子供たちの意見とか、あるいは質問を聞いてもらえる、答えてもらえるというか、そういった現場主義で、1回現場を見ていただいて実際のお話をしてもらえるというように非常に大事だと思うんですが、これについてはどうでしょうか。副町長、お願いします。

○議長(富田栄次君) 副町長 片岡兼男君。

○副町長(片岡兼男君) 乾議員の再質問、私のほうからお答えさせていただきますけれども、現場主義ということで、当然、現場に行かなくてはなかなか直接お話をすることはできませんけれども、1つといたしまして、出前講座をやっておりますけれども、そこからしっかりと行



政の考え方というものを子供たちには伝えていると思います。この出前講座をしっかりと活用していただくというのは一つの方法かなと思っておりますので、当然、三役といいますか、出かけるのも大切かもしれませんが、やはり直接生の声を聞けるというのは、担当が出ていくというのが一番かと思っておりますので、ぜひこの出前講座というものを活用していただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（富田栄次君） 3番 乾豊君。

○3番（乾 豊君） いろいろとありがとうございます。

そういったものも利用していただきながら、よりよいものにしていただければなというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（富田栄次君） 4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） 若山隆史でございます。

本日、議長から登壇の御許可をいただきましたので、2点について御質問をさせていただきますと思います。

まず1点目でございます。

人口減少抑制策についてという題でございます。

2018年に策定され、向こう10年間を計画期間とした第6次総合計画、折しも本年2023年は、後期5年計画の初年ではありますが、一貫した本町の最大の課題は、人口減少への対応でございます。本総合計画及び2020年度から2024年度までの5か年を計画期間としている第2期垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略、ともに2027年に2万6,000人の人口維持を掲げ、主な諸施策が列挙されているところでございます。

特に、総合計画において特筆することは、これまでの全国画一的な取組姿勢から脱却して、豊かな自然や歴史・文化、地理的優位性といった本町の資源、いわゆる垂井町らしさを最大限に活用し云々と。まさにこの取組姿勢は、大胆で積極的な本町独自の人口減少への対応策が柔軟に展開できるものと期待をするところでございます。

その施策の一端として、既に移住定住促進事業としては、東京圏からの移住支援事業、清流の国ぎふ移住支援、移住定住促進住宅支援など取り組まれているところでございます。どちらかといいますと移住促進事業にウエートを置いているように見受けられるということで、ここで視点をプラスさせていただいて、一つの提案でございますけれども、政策はシンプルに、本町在住者、または転入者でも垂井町に居住することを希望し、本町にて住宅を新築、改築、あるいは分譲住宅、中古住宅購入などの定住のために資金投下された方に対して固定資産税相当額を数年間助成するとか、省エネ設備、太陽光などでございますけれども、に対する助成だとか、登記費用を助成するだとか、いろいろな思いやり施策を考案し、垂井町住宅立地促進奨励制度を、これは仮称ですけども、導入し、やっぱり垂井町に定住してよかったと評価してい

ただけるように取り組むべきではないでしょうか。

人口減少抑制、あるいは税収向上、地域経済活性化、にぎわい創出などもろもろの効果も期待できると思いますが、町長、いかがでしょうか、御答弁をお願いいたしたいと思います。

第2点目でございます。

企業立地促進についてでございます。

本町における企業の立地を促進するため、必要な奨励措置を講じ、もって産業の振興と雇用の拡大を図り、町勢の進展に寄与することを目的とした垂井町企業立地促進条例が定められているところでございます。この条文の中身について、町長の御見解をお尋ねいたすものでございます。

まず1つ目でございますけれども、その条文の中の第2条1項1号に掲げられている用語の意義について、工場等とは、製造業、情報通信業、運輸業・郵便業、学術研究、専門・技術サービス業、そのほかに、その他町長が適当と認める事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業に係るものを除く）とありますが、町の近い将来も見据えて、その町長が適当と認める事業とはいかがな事業が想定されるのかをお尋ねいたします。

2番目、端的に、第5条1項1号事業者の指定の規定中でございます。投下固定資産の総額を1億円以上からとあるものを、もっと対象事業者を増やすべく、例えばその額を5,000万円以上とかに変更するお考えはおありなのでしょうか、お尋ねをいたします。

以上、2点について質問をいたします。よろしく御答弁をお願いいたしたいと思います。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 若山議員の1つ目の御質問、人口減少抑制策についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、人口減少につきましては、全国の自治体が抱えます深刻な問題であり、垂井町におきましても、毎年度約300人の人口が減少し続けているといったような状況となっております。

こうしたことから、昨年度でございますけれども、垂井町の人口減少要因を分析しましたところ、垂井町の人口減少は、死亡者数が出生数を上回る自然減と、それから町外への転出者数が町内への転入者数を上回る社会減、両方によるものでございまして、ここ数年来の減少の主な要因となっていることが分かったところでございます。

出生数につきましては、昨年度、令和3年度中に垂井町で生まれた赤ちゃんは132人となっております。令和の時代に入りまして150人を下回る状態が続いております。こうしました出生数の低下の背景には、未婚化や晩婚化が大きな要因であると考えられるところでございますが、垂井町の特色といたしましては、就職や進学、結婚や生活環境の変化による住み替えによるものといった理由により、特に20代の若い女性の転出が突出しております。このことは出生数の減少の遠因にもなっているものと、そのように考えておるところでございます。

この状況を踏まえまして、垂井町では人口減少の抑制策として、他市町に先立ち、小・中学校の給食費、あるいは高校生までの医療費無償化など子育て世代への財政的な支援を行ってまいりました。垂井町で出産を、そしてまた垂井町で子育てしようという機運の醸成を図ることで、子供を産みやすい町、育てやすい町というメッセージが広く町内外に発信され、人口減少の抑制にもつながっているものとそのように考えておるところでございます。

一方、かねてから御報告を申し上げておりましたけれども、某ハウスメーカーでは、住み心地のいいランクに垂井町3位に、もう一つ前は7位から3位に上がったのも、こういったことのPRが行き届いた結果かなというふうにも考えておるところでございます。

さて、垂井町に住んでいてよかったと評価をいただける施策の取組をとということでございますが、定住者に向けた固定資産税相当額の助成など幾つかの御提案をいただきました。これまで垂井町では、移住促進に重点を置いた施策を取り組んでまいりましたが、定住者への支援策として、町内の若い定住者が賃貸住宅から町内において新築または住宅を購入される場合など新たに支援を行う制度を新年度において実施する計画でございます。

議員から御提案をいただきました助成制度についても、今後の参考にさせていただきながら、減少の抑制については引き続き様々な角度から対策を講じてまいりたいと、そのように考えておりますので御理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

それから2点目の企業立地促進に係ります御質問でございますが、垂井町は、御案内のとおり昭和33年の垂井町工場誘致に関する条例制定以降、積極的な工場誘致を行い、垂井町の礎を築いてまいりました。議員御質問の垂井町企業立地促進条例につきましては、平成14年に制定され、新たな企業の進出、そしてまた新たな地域雇用を創出するための重要な施策として展開をされてきたところでございます。

直近の改正でございますけれども、平成28年には社会情勢の変化や近隣他市町の状況調査も踏まえ、離山工業団地への企業誘致も視野に入れながら、さらに多くの事業所に御利用いただくために、議会にお認めをいただきながら条例の改正を行ったところでございます。その一部については、繰り返しになりますけれども、条例対象となる事業を製造業に限っていたものを、情報通信業、運輸業・郵便業、学術研究、専門・技術サービス業へ拡大をしたところでございます。また、雇用促進奨励金の1人当たりの金額につきましても5万円から10万円に引き上げるとともに、人数による交付基準を廃止したところでもございます。

このほか、奨励措置を受けることができる事業者の指定基準につきましては、工場等設置奨励金は新設や増設、移設、大企業と中小企業で差があった投下固定資産税額の総額を一律1億円以上に引き下げ、雇用促進奨励金も新設や増設、移設、大企業と中小企業で差があった常時雇用する従業員数を5人以上に引き下げており、改正以降も多くの事業所に御利用いただいたところでもございます。

さて、議員お尋ねの第2条第1号オに規定するその他町長が適当と認める事業とは何かについてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、社会経済情勢や働き方

が大きく変化をいたしました。社会全体の価値観も変わり、今後の企業活動においては新たな業種が生まれてくることも想定されるところでございます。一方、企業の事業展開については、行政とは比べようがないほどのスピードで各種の展開が行われておりまして、特に企業の進出といった事業拡大は、このスピードと併せたそのタイミングが大変重要であるとそうように考えております。

どんなに魅力的な用地があったといたしましても、そのタイミングに合わなければ誘致をすることがかなわず、奨励措置においても即断、即決が場合によっては求められる場合がございます。そのため、町長による裁量を想定した規定を設けておるわけでございますが、前提として、条例の目的でもございます第1条に規定されている産業の振興と雇用の拡大を図ることができ、町勢の進展に寄与する事業とする必要がございます。したがって、現段階では具体的な事業は想定はいたしておりませんが、例えば、対象事業にないものにつきましても、問合せのある中にもございますので、何とぞ御理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、投下固定資産の総額を1億円以上からあるものということでございますが、その変更する考えはないかというお尋ねでございます。

工場等設置奨励金における事業者指定基準の変更につきましては、垂井町で事業を展開していただける以上、垂井町といたしましても最大限支援をしていきたいと、そうように考えております。一方、制度といたしましては、工場等の新設、増設または移設をした場合、3年間それに係る賦課された固定資産税額を奨励金としてお返しするものでございます。その分の税収を見込めないものでございます。

当然、今後継続的な事業の展開、さらなる雇用の拡大を期待し奨励措置を行うものでありますが、投下固定資産税額の総額の変更については、企業側のニーズ、他市町の動向も踏まえながら、より垂井町を魅力的に感じていただけるよう検討してまいりたいと、そうように考えております。事実、他市町でも5,000万円という額を明示している市町もございますので、十分調査をしてまいる所存でございます。

現在、東海環状自動車道西回りルートの開通や、スマートインターチェンジの開設によりまして、周辺自治体における企業誘致も活発化しております。垂井町も直接インターチェンジがあるわけではございませんが、交通の便についてはJRの駅も有し、他市町に数ない特色を有しておるところでございます。

今後とも企業が事業展開しやすいよう、垂井町としても全面的なバックアップ体制をしいてまいりたいと、そうように考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 税務課長 桐山裕次君。

〔税務課長 桐山裕次君登壇〕

○税務課長（桐山裕次君） 私からは、若山議員の御質問のうち1つ目の御質問、人口減少抑制

策についてから、定住のために資金投下された方に対して固定資産税相当額を数年間助成する施策への取組につきまして、固定資産課税を所管する観点から、現行の固定資産家屋課税の状況や減額制度等に触れながらお答えさせていただきます。

家屋のうち、新築住宅に係る固定資産税につきましては、新築後、一定期間居住部分の床面積に応じた固定資産税額を2分の1減額する措置が地方税法附則第15条の6及び第15条の7の規定により定められております。垂井町においても、毎年新築家屋に係る評価を実施し、課税客体の捕捉に努め、当該家屋の固定資産税算定時に住宅の一定の要件に応じた税額軽減措置をそれぞれ適用しているところでございます。

議員の御質問にございます固定資産税相当額を数年間助成する施策は、新築住宅に賦課された固定資産税額の一部もしくは全部を一定期間納税義務者の税負担から取り除くことになり、その手法といたしましては、固定資産税納税後、当該税相当額を納税義務者に補助し、実質税負担を軽減させるもの、また新築家屋に係る固定資産税相当額を地方税法に基づく新築住宅の税額軽減措置に加え、さらに減免制度を活用し、税負担を軽減させるといった仕組みが考えられるところでございます。

税務課が所管いたします税の減免規定につきましては、既に条例に定めのある他の減免制度とのバランスや公平性を慎重に考慮する必要がございます。また、現行の地方税法による新築住宅に係る固定資産税軽減措置が適用された納税義務者間の公平性が担保できるような仕組みに配慮し、運用面においても慎重な判断が必要となることが想定されます。

移住定住促進事業の一つといたしまして、議員御提案の固定資産税相当額の助成は、誰もが分かりやすく、受け入れやすい施策でございます。また、当該制度は、一時的な税収にとらわれるものではなく、中長期的なまちづくりを想定する中での人口増加や税収確保につながる政策であるものと認識しているところでございます。

現在、既に運用している移住者のための支援制度内容にも配慮しながら、他の市町村の減免規定に伴う制度設計や先進事例等を十分調査し、慎重な検討を重ねてまいりたいと存じます。何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 4番 若山隆史君。

○4番（若山隆史君） 御答弁ありがとうございました。

2点ございますので、1点ずつ進めてまいりたいと思うんですけれども、再質問でございます。

まず、人口減少抑制策についての御答弁、新年度から取り組むというような姿勢でございますし、予定しておりませんでした税務課長さんからも御答弁をいただいたところでございます。

確かに、新築しますと固定資産税が、規模によりますけれども減免されていくというようなことなんですけれども、私、ここにプラスアルファしたいのは、今、太陽光エネルギーと太陽蓄電池ですね、こういったものは県事業でしたかね、補助金制度があります、5キロワットまでの。そのほかに、所有権保存登記だとか諸費用が本当にかさむんですよ。こういったところ

まで拡大をしていくと、目線を広げていくというようなことも御提言をさせていただくところでございます。

とにかく、子育て世代の方々が垂井町で定住するというような方々が新築されるという場合が多いんじゃないかなあというふうに思っておるんですけれども、いろんな面で大変な費用負担ということの中で垂井町を選択されて、住宅をいわゆる取得されていくと。だからして、ぜひひそこら辺をしっかりと取り組んでいただくよう重ねて、固定資産税だけではないんですよということに対しての御答弁をいただきたいと思いますし、お尋ねしたいのは、今まで東京圏からの移住実績ですね、それから清流の国ぎふ移住支援の実績、移住定住促進住宅支援のリフォーム以外の実績、こういったことを、細かい数値は結構でございますので、どのくらいなのかというようなことをまずお伺いいたしたいと思います。

○議長（富田栄次君） 企画調整課長 小川裕司君。

〔企画調整課長 小川裕司君登壇〕

○企画調整課長（小川裕司君） 若山議員の再質問にお答えをさせていただきます。

これまでこうした移住定住施策の支援につきましては、今年度まで産業課で所管をしております。新年度から、移住定住という観点から企画調整課、本課で対応することとなっておりますことから、これまで若山議員より御提言のありました、移住者ではなく定住者への支援についても支援を厚くしていったらどうかということも情報共有しながらやっておりますので、新年度からは新たに定住者への助成についても検討したわけでございます。

ただいま御質問のありました東京圏からの移住、また清流の国ぎふ移住支援補助金でございますけれども、これまでの委員会等でも御説明をしておりますけれども、その移住条件についてかなりハードルが高いということもございますので、実績についてはございません。

今後、こういった東京圏からの移住施策につきましては、県のほうももう少し緩和できないかということもお聞きしておりますので、そういった点からPRをしていきたいと考えております。御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 4番 若山隆史君。

○4番（若山隆史君） 再質問させていただきます。

垂井町におけます人口減少抑制策は、実にきめ細かに今対応されているところがございます。特に、垂井町の子育て世帯に対する諸施策ですね、これは特筆すべきものがあるんじゃないかなというふうに思っております。

まず18歳までの医療費無料化、これは町長申されましたし、給食費の無料化、それから保育園の保育料の無償化、それからいずみの園の利用児童のうち3歳以上は無償だとか、それから保育園のいわゆる育休退園ですね、この対象年齢も2歳児に引き下げるとか、そのほかことばの教室における4歳児からの受入れ拡大だとか、留守家庭児童教室のお預かりの時間を、始まりと終わりですね、これを延長するだとか、実にきめ細かく既存の施策をブラッシュアップしながら、より子育て世代に対する諸施策、イコール人口減少抑制策というようなことでござい

ますので、ぜひ固定資産だけにとらわれずに、その他の支援、いろいろ柔軟に対応していただきたいと思います。

この人口減少については以上で終わりたいと思いますけれども、次に、企業立地の関係でございませう。よろしいですか。

企業立地につきましては、検討していただか、それからその他町長が適当と認める事業につきましては、具体的な御提案はございませんでした。

私、近い将来、この工場等という文言がそもそもの問題で、いわゆる製造してという、どちらかというところそういう製造業のほうをイメージするんですけれども、垂井町の雇用も含めて、工場だけじゃないんですね。大規模商業施設だとか、もしくは宿泊だとか、いろんな企業さんがおられます。そのいわゆる工場等という概念からもうちょっと拡大した、その他町長が適当と認める事業というやつに関しまして再度お尋ねをいたしたいと思ひますし、中小企業、いろいろまちまちですが、設備投資、例えば倉庫を建てるだとか、工場を拡張するだとか、機械を入れるだとか、事務所を改築するだとか、そういったきめ細かな対応でもって事業を維持していくと。そこら辺に投下する金額というのは、中小企業さんにとって大変なことなんです。そういった既存企業さんに対しても、垂井町はやはり温かい手を差し伸べていただく必要があるんじゃないかなということ、再度ここら辺、副町長、長く町長の女房役として御活躍いただいております。どうかそこら辺の方向を御答弁をいただけたらなあというふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（富田栄次君） 副町長 片岡兼男君。

〔副町長 片岡兼男君登壇〕

○副町長（片岡兼男君） 若山議員からの再質問につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

企業立地促進ということで、非常に悩ましいところではあるんですけれども、やはり条例がまず一つありますので、今この時点で具体的にやっぱり名称を出すというのは非常に難しいかなと思ひております。

ただ、先ほどからも出ております、このそもそもの規定されている目的が、産業の振興と雇用の拡大を図ることができ、町勢の進展に寄与する事業となっておりますので、やはりその辺りで個別ということもございませうし、また事前に問合せ等々があれば早くから協議をかける、または条例等の改正というところまで入るのか分かりませうけれども、その都度やっぱり協議をかけながら決めていきたいなと思ひております。

先ほど具体的に商業施設とか宿泊施設という名称も出ておりましたけれども、一概に今ここで分かりましたとも言えないというところは御理解いただきたいと思ひます。ただ、宿泊施設につきましては、以前一度議論したといひますか、協議をかけた経緯もございませう。やはりこの施設というものが、先ほど言ひました産業の振興、町にとってどれだけ貢献できるかというところが最後の決め手になるのかなと思ひております。

そして、その施設が町が魅力あるまちとなる、そういう施設でもあるべきかなと思いますので、そういうものを踏まえてこれから内部でも調整いたしますし、御協議をかけさせていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（富田栄次君） 4番 若山隆史君。

○4番（若山隆史君） 再質問でございます。

いろいろ企業の投下された資本ですね、こういったものは最終的には課税担当のほうに回っていくと思うんですけども、町の中で企業立地促進条例対象企業に該当しない企業の情報も、いろいろ常日頃から収集されている、固定資産ですね、これを把握する必要があると思っておるんですけども、そういった情報の、現実収集はされているんでしょうか、お尋ねをします。

○議長（富田栄次君） 産業課長 小竹武志君。

〔産業課長 小竹武志君登壇〕

○産業課長（小竹武志君） 若山議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

中小企業の方々が設備投資されるものに対して、我々のほうから直接的な調査というものはやっておりませんが、今年、垂井町企業連絡会というものを立ち上げをさせていただきました、そういった中でこういった制度を周知させていただくことにより、少しでも活用していただくような形で取り組んでまいりたいというふうに思いますし、直接的な調査ではございませんが、日々町内を業務等で巡回させていただく中で、工場等を設置しているような状況を確認できた場合につきましては、そういった企業様に対するお声かけ等はさせていただいておるところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（富田栄次君） 4番 若山隆史君。

○4番（若山隆史君） ありがとうございます。

具体的に情報収集はなかなかしていないということなんですけれども、その情報を得るような組織体やら何かの活性化を図りながら収集に努めているというようなことなんですけれども、税務所管ではこういった投下固定資産の課税につながるような情報提供は、なかなか他の課では利活用が難しいというような面もあろうかと思うんですけども、高く高くアンテナを張っていただいて、町内企業に関する設備投資、いわゆる投下固定資産の把握にぜひぜひ努めていただきたいなというふうに思います。

企業立地促進奨励制度と、それから住宅立地促進奨励、これは勝手に私が言っておるんですけども、こういったことは地域住民の社会活動、経済活動ですね、雇用の関係やら何かも含めて、この両輪をなすものだと思っておりますので、企業と住宅関係、住民の利便の向上を図る、ぜひぜひ早野町政では、企業誘致やらいろんなことに一生懸命力を入れておっていただくのはひしひしと感じておりますので、ぜひその実効性が上がりますように、さらにさらに御尽力いただきたいなというふうに願ひまして、私の質問とさせていただきます。御答弁はよろしいです。以上で終わります。



○議長（富田栄次君） 13番 栗田利朗君。

〔13番 栗田利朗君登壇〕

○13番（栗田利朗君） 栗田利朗でございます。

議長の許可を得ましたので、通告に従って一般質問させていただきます。

北部簡易水道の上水道化について。

昭和62年3月に岩手谷地内にある北部防災ダムが完成し、北部簡易水道については、防災ダムの水を用いることで、営農用も兼ねた水道施設、営農飲雑用水として昭和63年4月に供用が開始されています。

このような経緯から、私が平成29年9月定例会の一般質問において、北部簡易水道の上水道化についての質問を行い、簡易水道を上水道に統合する時期についてお尋ねしたところです。

その際の執行部のお答えでは、北部簡易水道を上水道に統合して一元的に管理、経営していくことは目指すべき方向性であると認識しているが、統合には様々な課題も多くあり、明確な統合時期については現時点では示すことはできないとのことでありました。

供用開始から34年が経過しています。前回質問してから5年が経過し、住民の生活体制も大きく変わってきています。現在、北部簡易水道を利用されている戸数は1,017戸あり、今後安心・安全で安定した水の供給といった観点から考えると、北部簡易水道を上水道に統合する必要があると考えますが、これからの垂井町水道事業の在り方も含め、詳しく具体的にお聞かせください。

○議長（富田栄次君） 副町長 片岡兼男君。

〔副町長 片岡兼男君登壇〕

○副町長（片岡兼男君） 栗田議員の御質問、北部簡易水道の上水道化につきましては、現在、当北部簡易水道を利用する一人であります私のほうからお答えをさせていただきます。

北部簡易水道につきましては、御存じのとおり水道無普及地域の解消と公衆衛生の向上、生活環境の改善を目的に、岩手川を水源といたしまして旧新井簡易水道の給水区域を拡張する形で昭和57年8月に国の変更事業許可を取得し、農林水産省所管の補助事業であります農村総合整備モデル事業により、営農用も兼ねました水道施設、営農飲雑用水として国及び県の補助を受けて工事に着手し、昭和63年4月に供用を開始しております。

議員お尋ねの北部簡易水道の上水道化についてでございますが、平成29年9月定例会一般質問におきましても同様のお尋ねがあり、町といたしましても簡易水道を上水道に統合しまして、安心して水道を御利用いただくとともに、一元的に管理、経営していくことが目指すべき方向性であると認識しておりますが、現時点では上水道への統合時期について明確にお示しすることはできませんとの答弁をさせていただきました。

それから5年余りが経過し、上水道施設につきましては、水源地の更新も完了し、残る基幹施設の構築事業として配水池の増設工事と一部基幹管路の新設を残すところとなりました。経営面におきましては、令和5年度より上水道事業と簡易水道事業の経営統合を行い、事業の経

営基盤を強化し、経営の健全性向上を図ることにより、将来にわたり安定的な運営の継続に努めてまいります。

今回の統合は、主に会計方式の変更になりますが、今後は施設につきましても統合し、引き続き安心して水道を御利用いただくとともに、一元的に管理、運営していくことは目指すべき方向性であるとの認識に変化はございません。

議員が申されましたとおり、供用を開始してから30年以上経過し、施設全体、特に電気機械設備の経年化も進んでいる課題も抱えています。一方、水道事業におきましても管路の経年化率が増加傾向となっており、更新が追いつかず、今後も増加することが懸念されているところです。

北部簡易水道の施設統合につきましては、既存の上水道の配水池との高低差の関係から、新たに中継ポンプ設備や自然流下方式に適した高台に配水池を設け、さらに配水管網の整備が必要であると想定しております。ただ、最近の電気料金など動力費の高騰や物価上昇による資機材や工事費の高騰により、事業費にも大きく影響を及ぼしていることから、財政状況を鑑みながらハード・ソフト両面から入念に検討する必要がございます。

そこで、明確な統合時期につきましては、来年度に水道事業基本計画を策定し、整備計画を作成する予定をしておりますので、その結果を踏まえて、できるだけ早くお示ししたいと考えているところでございます。

最近の経済状況の変化にも影響されるなど、今回も明確にお答えできなく誠に申し訳ございませんが、来年度には水道事業基本計画を策定し、整備計画を作成といったように、事業は確実に前進しておりますので、もう少しお待ちいただきたいと存じます。何とぞ御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、北部簡易水道の上水道化についての答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 13番 栗田利朗君。

○13番（栗田利朗君） 再質問させていただきます。

北部簡易水道を上水道に統合する話は、毎年岩手地区連合自治会からも要望書が出されております。

統合には様々な課題、条例改正などがあることは承知しておりますが、今答弁を聞いてみますと、昭和63年の供用開始から50年近くになりそうですね。いかがでしょう、お尋ねします。

○議長（富田栄次君） 年数をお尋ねですか。

上下水道課長 藤江和明君。

○上下水道課長（藤江和明君） ただいまの栗田議員の御質問についての答弁をさせていただきます。

ただいま50年ほどということでしたが、これにつきましては、先ほどの副町長からの答弁がございましたように、来年度の水道事業計画策定及び整備計画の中でいま一度計画を

練りました上で、また早い時期にお示ししたいと考えておりますので、今の時点でそういった正確な年数につきましてはちょっと答弁を差し控えさせていただきたいと思っておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 13番 栗田利朗君。

○13番（栗田利朗君） 再質問を少しさせていただきます。

地域の皆様は、もっと早く実現してほしいと思っておりますので、何が一番の原因でしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（富田栄次君） 上下水道課長 藤江和明君。

○上下水道課長（藤江和明君） ただいまの栗田議員の再質問の答弁でございます。

議員申されたように、やはり事業費につきましてが最大でございます。最近の物価上昇等もでございます。また、水道事業でございますので、他の水道事業関係の整備、あと老朽化が進んでおりますので、そういった更新等もございまして、そういったものと併せました、それにプラスの北部簡易水道施設の統合ということになりますので、そういったことを踏まえた財政上の面も併せまして今後検討させていただきますので、どうぞ御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 13番 栗田利朗君。

○13番（栗田利朗君） よく分かりましたけれども、地域の皆さんは一日も早く上水道化につないでいただくことを願っておりますので、これから15年近くもかかるということになりますと、もう私たちも90になってしまいますので、よろしく願いしまして一般質問を終わります。

○議長（富田栄次君） しばらく休憩いたします。再開は10時40分といたします。

午前10時23分 休憩

午前10時40分 再開

○副議長（若山隆史君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

10番 木村千秋君。

[10番 木村千秋君登壇]

○10番（木村千秋君） ただいま議長のお許しを得ましたので、通告に基づきまして一般質問を始めたいと存じます。

ただいま、私は垂井町議会議員の木村千秋です。よろしくお願いいたします。

早速ですけれども、今任期最後となります貴重なお時間を頂戴いたしました。今回は、1点目、女性特有の健康支援、更年期障害とpremenstrual syndrome（月経前症候群）についてと、2点目、有害鳥獣対策（主に猿）についての2点とさせていただきます、日頃地域の皆様からお聞かせいただいております生活の課題解決に向け、早速質問に移りたいと存じます。

今月8日、3月8日は国際女性デー、International Woman's Day（IWD）でした。以前もこの日について御紹介をさせていただいた経過があります。1975年に国連によって制定され

たことは、既に御案内のとおりであります。女性のみならず、誰もが自分らしく生きられる優しい社会を目指して引き続き取り組んでいかなければならないと改めて感じております。また、2016年4月から施行されました女性活躍推進法も2022年4月に改正され、働くことを希望する方へのより一層の後押しにつながっています。

さて、今回はこうした背景もあり、女性特有の健康支援についてをまず1つ目のテーマとして問うてまいります。

女性にとって一月の半分ほどは、女性特有の体の悩みを抱えながら生活していると言われております。女性特有とは、月経によって引き起こる頭痛や腹痛は代表的な現象で、経血量の多さや極端な少なさなども悩みの一つと言われております。また、年齢を重ねるごとに女性ホルモンの分泌量低下が見られ、それらがもたらす体の不調、いわゆる更年期障害と言われる症状が現れたりします。この更年期障害については個人差がありますが、50歳前後の年齢で閉経を迎え、この閉経の時期を挟んだ前後約10年間を更年期といいます。一般的には45歳から55歳頃と言われており、私自身もこれに当たります。

令和3年のデータになりますが、総務省が発表しております労働力人口総数に占める女性の割合は約45%となっており、年齢階級別労働力率の調査においては、40代から50代の女性約7割から8割が何らかの仕事に就いていらっしゃるとなっております。40代から50代の女性の就業率は高い一方で、この年代は更年期特有の症状に悩みの多い年代でもあります。

その更年期、症状としては個人差がありますが、代表的な症状はホットフラッシュといって急に首から上が熱く感じ、大量の汗をかいたりするほてりやのぼせ、また動悸、息切れなどの血管運動神経系の症状をはじめ、めまいや不眠、不安感等の精神神経系の症状と様々であります。

こうした症状があってもなかなか打ち明けられず、周囲に理解を得られにくい状況であったり、つらい思いをされていてどこにどう相談したらいいかわからず、自分の体であるにもかかわらず、適切な対応が取れずにいらっしゃる方が多くあることに御認識を深めていただければと思っております。

さらには、premenstrual syndrome（月経前症候群）についても同様であります。月経の約3日前あたりから10日間ほどの間続く身体的あるいは精神的症状で、月経開始とともに軽快または消失するものを言います。かくいう私自身も両方の経験者であり、働きながら、子育てをしながら、介護をしながら、自分の体調としっかり向き合う時間は十分でない日が続きました。

こうして私自身の経験を基にお話をさせていただきますと、実は私もと本当に多いこと。不調を抱えながら仕事に行ったものの、業務に支障を来すほどの症状により仕事を制限せざるを得なかったり、起き上がるのもつらいほどのめまいがあるにもかかわらず、保育園や習い事の送迎に洗濯や食事の準備など、ふらふらになりながら耐えていらっしゃる。私たちが暮らす地域には、まだまだヘルスリテラシー、健康面での適切な意思決定に必要な健康情報やサービスなどの効果的利用法が浸透していないと実感しております。

そこで、数点お尋ねいたします。

こうした更年期症状やPMS（月経前症候群）について、町の認識はどのようなものであるのかお尋ねいたします。また、相談体制が整っているのかお尋ねをいたします。

痛みやつらさを周りが理解し思いやり、まずは打ち明けやすい場所がどこなのか、もし体制が未整備で個人任せであるならば、保健センターや医療機関と連携し、お悩みをお抱えの方々の方が不安な日々を過ごさなくてもいいよう、町のホームページや保健センターのページなどに女性の健康支援について、乳がん検診や子宮がん検診などの御案内とともにセルフチェックなどができるページを設けていくなどして、小まめな情報提供を含め、早期にその体制を整えていくべきではと御提案申し上げます。

ただ、一方で保健センターにおいては、産後ケアなどをサポートする体制が整えられておりますが、ただでさえ業務量の多さにこうした提案が現場の御負担になってはいけません。こうした体制を整えるには、やはり人材確保も同時に必要となります。それも含めた体制の充実を御提案申し上げますが、どのようなお考えであるのかお尋ねをいたします。

さて、内容はがらりと変わらして、大きなテーマ2つ目として有害鳥獣対策について問うてまいります。テーマが所管の委員会の内容に触れますことをあらかじめお許しいただきたいと存じます。

新年度に向けて、町長の施政方針中4-3にもお示しのありました有害鳥獣被害対策事業について、今回は特に急増する猿による被害について、どのような対策が取られているのかお尋ねしてまいりたいと存じます。

新年度予算中、この有害鳥獣対策への予算配分は906万円、県補助としては284万2,000円で、町予算では621万8,000円が計上されておると認識しております。

猿については、かなりの数の群れで現れることが多く、農作物を食い荒らす被害のみならず、住宅屋根や倉庫を駆け回り、その一部が破損したりと、家の中においても建物が破損する音などで住民の生活が脅かされているのが現状であります。先日もその現場を見てまいりましたが、荒らされた様子に言葉を失うほどでした。

こうした背景には、動物が暮らす場所にも何かしらの環境変化が影響していることは認識しておりますが、被害がいつまで続くか分からない生活に対して一刻も早く効果的な対策をと考えます。

これについて、垂井町のこれまでの取組と今後の有効な対策について、どのようなのかお尋ねをいたします。

○副議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 木村議員の、私からは2点目の有害鳥獣対策（主に猿）についてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、ニホンザルの被害通報につきましては、ここ数年増加傾向にございまして、特に岩手

地区からの通報が多い状況となっております。平成28年に岐阜県で作成されました岐阜県ニホンザル地域被害対策指針によりますと、平成28年度時点で県内に178群、約4,000頭から5,500頭が生息していると推定されておるところでございます。

その指針によりますと、垂井町には府中地区と岩手地区にそれぞれ1群ずつ生息しており、環境省ガイドラインにおけます加害レベルでは、6段階中加害レベル3の、季節的に群れの大半の個体が耕作地に出てきて農作物に被害を出すレベルに位置づけられております。最も悪い加害レベル5で申しますと、群れ全体が通年頻繁に出没している、生活環境被害が大きく人身被害のおそれがある、人なれが進んでいるため、被害防除対策の効果を出すまでに労力が必要であるとされておまして、現在はさらに人なれが進み、加害レベルが進行していると危機感を持っておるところでございます。

本年度には、岐阜県がさらにニホンザル生息状況調査を実施しておりますので、営農組合の皆さん、有害鳥獣捕獲隊からの聞き取りや現地調査に対する自治会長への協力依頼など、垂井町といたしましても協力を行い、現状把握に努めていきたいと、そのように考えております。

ニホンザルは、御案内のとおり、知能も高く、手足が自由に動き、物もつかめますことから、鹿やイノシシのように柵で集落に入れないようにするような対策では効果がない動物でございます。これまで、ニホンザル対策といたしましては、垂井町から地域代表者からの申請によりまして、追い払いに活用できるよう爆竹でありますとかロケット花火を配付してまいりましたが、現在は人なれが進んでおまして、花火では逃げるそぶりも見せません。また、集落近くでの使用は危険が伴い、音などにより地域の理解がなかなか得にくい状況にもございます。

そうした中でございますけれども、本年度新たな対策といたしまして、県の鳥獣被害対策専門指導員さんからの御紹介をいただきながら、地獄おり式の箱わな導入事業を展開しております。導入に当たりましては、ニホンザル対策には餌づけや見回りなど猿の駆除活動に地域が協力していただけることが不可欠であるため、協力していただけることを前提に、各地区の農業団体の皆さんなどで組織されております有害鳥獣被害対策協議会の総会で御協議をいただきましたところ、岩手地区をモデル地区として決定をいたし、箱わなを現在設置しているところでございます。

県におきましても、垂井町の取組を県のモデル地区としてサポートしていただけることと相なりまして、兵庫県立大学の先生から座学と、おり設置場所で御指導いただき、12月の下旬から餌づけを行っている現状でございます。

餌づけが必要な理由でございますけれども、ニホンザルにも用心深い個体がおりまして、少数捕獲では一度捕獲を行いますと、ニホンザルがおりは危険なものだと学習してしまうことから、ある程度の期間餌づけをしないと多数捕獲することができず、捕獲効果も薄くなってしまいうためでございます。

現在、見守りをさせていただいております岩手在住の捕獲隊員によりますと、60頭程度の群れ

が集落周辺に住んでおるそうでございます。30頭から40頭前後が捕獲できると群れの勢いもなくなりまして、被害が大きく減ることが期待されますことから、同時期に国の補助金を活用して導入をいたしました赤外線センサーカメラで撮れた画像を大学の先生や県の指導員にも見ていただきながら、捕獲をするタイミングを現在見計らっておるところでございます。

次年度以降も、本年度の取組状況も踏まえながら、他地区へのおりの設置などを行い、導入地区につきましては、群れの活動状況や被害状況を見極めながら有害鳥獣被害対策協議会での審議を踏まえ決定してまいりたいと、そのように考えております。

また、追い払いにつきましても、役場職員による通報後の追い払いでは効果もあまりなく、大学の先生からも地域主体の集落一団となった集落外までの追い払いが必要であると御教授をいただいております、三重県や兵庫県では成果も上がっておると伺っております。

このほか、有害鳥獣にとっては、人里に栄養豊富な食べ物がたくさんあると学習してしまっている点も問題があると指摘されておりますことから、広報「たるい」10月号におきましても、農作物の作付をしていない期間での対策の重要性についても啓発をさせていただいております。今後とも被害のない安心して暮らせる環境となりますよう、地域一丸となった有害鳥獣対策について引き続き取り組んでまいります。よろしくお願ひしたいと思います。

なお、1点目の女性特有の健康支援につきましては、しっかりとその体制を整え、対応をしまっている所存でございます。詳しくは、担当課長から御回答申し上げますので、何とぞよろしくお願ひを申し上げます。

○副議長（若山隆史君） 健康福祉課長 酒井明美君。

〔健康福祉課長 酒井明美君登壇〕

○健康福祉課長（酒井明美君） 私からは、木村議員の1つ目の御質問、女性特有の健康支援についてお答えをさせていただきます。

ただいま女性特有の心身の変化、悩みについて御紹介いただきましたが、私も女性の一人として共感いたしましたし、また多くの女性の方がうなずいてみえることと思います。

さて、1点目の御質問、更年期症状や月経前症候群について、町の認識はどのようなものであるかについてでございます。

女性には、大きく4つのライフステージがあると言われており、10代の思春期、20代から30代の性成熟期、40代から50代の更年期、60代以上の老年期に女性ホルモンの量が大きく変化いたします。男性の性ホルモンは加齢によって緩やかに下降するのに対して、女性の性ホルモンは40代後半から50代に急激に減少いたします。さらに、女性が社会の中で活躍する場が増え、ライフスタイルが変化し、出産回数が少なくなっている現代の女性の生涯に経験する月経は、出産回数が多かった時代に比べて約10倍とも言われております。

月経前症候群や更年期障害など、女性は性ホルモンの動きによって誘発されやすい疾患や症状が起りやすく、女性特有の健康問題への支援の必要性が高くなってきていると認識しております。また、生涯にわたる様々な変化の中で健康的に過ごすためには、本人や家族の方をは

じめ、多くの方に理解を深めていただくことが重要であると考えております。

そこで、3月1日から8日までの女性の健康週間に合わせ、毎年広報「たるい」3月号には、ライフステージに沿った女性の健康について理解を深め、自己の健康を振り返るとともに、対策に役立てていただきたいとの思いから、女性の健康に関する記事を掲載しております。中には、女性の健康に関する情報を発信、また女性特有の病気のセルフチェックをすることができる厚生労働省研究班監修の女性の健康推進室ヘルスケアラボも御紹介をしております。また、タルイピアセンターでは、女性の健康週間に合わせて、今月29日まで関連する図書をテーマ展示しているところでございます。

次に、相談体制についての御質問と、相談体制の充実についての御提案についてでございます。

保健センターでは、毎月1回健康栄養相談を実施し、女性特有の健康も含め、体や心の健康に関する様々な相談をお受けしているとともに、相談日に限らず、電話による相談も随時お受けしているところでございます。

あわせて、県の相談窓口といたしまして、女性健康支援センターも御紹介しているところでございます。さらに、専門的な相談になりますと医療機関をお勧めすることとなります。今後も関係機関と連携を図りながら、また適正な人員確保に努めつつ相談していただきやすい体制づくり、また情報発信、啓発活動を進めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（若山隆史君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 早野町長、そして酒井課長さん、御答弁ありがとうございました。

まず、2点目の猿対策について、町長さんから今後もしっかり対策をとということではしゃったかと思うんですけども、現状把握のみならず、本当に生活を脅かされているというところで、今後もしっかりと対策をお願いしたいなあと考えておりますので、これはお願いです。よろしく願いいたします。

さて、1点目の女性特有の健康支援、酒井課長さん、ありがとうございます。共有いただける、共感していただけるとのことで、大変心強い御答弁だなあと考えております。実は私も治療も行ったんですね。私自身も経験してまして、本当にびっくりするぐらい痛い注射と、ちょっと気分が悪くなるような飲み薬ということで、これは皆さん御経験なさっているんだろうなあとと思うと、本当に我が身通じて共感させていただくことができました。

ただ、やっぱりこうやっていると紹介はなさっているということで、それがなかなかちょっと浸透がまだないのかなという心配があります。やはり私、日頃からママ友で産科医の方々とも意見交換をしているんですけども、まずは地域のかかりつけ医だったりですか、そういったところがかかりやすい、何か遠くのどこかを紹介されてもなかなかすぐに行けないなということがあるので、まず地域のかかりつけ医に御相談されるということとかもお勧めされたりですか、そこからまた専門性の高い、課題があるとすればちゃんとしたそういったと



ころにつながられるんだよということを、身近なこの住んでいるところで御案内していただけたらありがたいなあと思っているんですけれども、もう一つそういった部分の連携というのはどのような辺りで取っていらっしゃるかお聞かせいただきたいなと思います。

○副議長（若山隆史君） 健康福祉課長 酒井明美君。

○健康福祉課長（酒井明美君） 木村議員の再質問にお答えさせていただきます。

地域の医療機関と申しますと、専門的な産婦人科の先生方がお見えにならないわけではございますが、そういった中でもやはりかかりつけ医ということになりますと、皆様方がふだんかかってみえるお医者さんということになりますけれども、保健センターといたしましてはいろんな事業を行う上で、不破郡医師会と連携をして事業を行っております。そういった中で、こういった女性特有の問題につきましては、なかなかそういうお話をする機会は今までございませんでしたけれども、いろんな調整をしていく中で、今後はこういったことも話題の一つとして調整とか連絡、相談をさせていただきたいなと考えております。御理解賜りますようお願いいたします。

○副議長（若山隆史君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） ありがとうございます。

おっしゃるとおりでございますけれども、私も最初地域のかかりつけ医から始まったんですね。漢方をやっていただいて本当に寄り添っていただきました。それですごく緩和されたなと思ったんですけれども、また次の新たな症状が現れてということで、いよいよ専門性が高いなあということになっていったんですね。やはりそういった、私はたまたま周りにお医者様とか、日頃よくお付き合いさせていただいている方があったので、知識としては持ち合わせておったんですけれども、やはりそういった情報がなかなかなかったりですとか、産婦人科へどうぞと急に言われて、女医さんなのか何なのか、どんな診察をされるのかとかということも分からないまま不安がやっぱりあると思うんです。やはり実体験だったりですとか、そういったところを公表しながら、私なんかも通じて、こうやって公共の電波に乗りますので、そういったことを含めてしっかりとその努力も、本当に寄り添っていただける御努力をいただけるといいなと思ったりしています。

あと一つ、保健センターの業務がたくさんあって、なかなかそこに特化したということができないよということが人材の部分であるかと思いますが、その辺りの確保の関係は今後どのように御努力なさるか、ちょっとお聞かせいただけたらと思います。

○副議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚康孝君。

○総務課長（藤塚康孝君） 人材確保につきましては、現状とか現場を確認しまして、必要であれば確保していくということになります。

当然ながら新たな事業を行った場合には、資格が必要な場合もございますので、それらを踏まえまして、今後適正な人員確保をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくようお願いいたします。

○副議長（若山隆史君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） ありがとうございます。

やはり保健センターのみならず、どこもちょっとなかなか人材確保が難しいな、十分にということがあると思います。やはりそういった場合はしっかりと地域の医療機関であったりですか、そういった専門性の高いところと、垂井町は安心してこういったところがつながっているよという情報発信をやはりしていただくといいのも大事なかなと思っていますので、その辺りの御努力もまた今後期待したいかなと思っています。

そして、ちょっと通告にはごさいませんが、こういった治療ってやはり自己負担の部分がありますね。やはりこういった個人任せ、何もかも探すのも個人任せでということとか、やはり治療に対する負担というのが大きいんですね。かなりの長いスパンで治療をしていかなきゃいけませんので、そういった補助的な部分というのはこれまで御検討してあったのかどうかというのを少しお聞かせいただきたいかなと思います。

○副議長（若山隆史君） 健康福祉課長 酒井明美君。

○健康福祉課長（酒井明美君） 木村議員の再質問にお答えさせていただきます。

治療内容等を含めまして、こういったものが治療の内容になるかとか、また今のところ多分保険適用ということで、御本人さんについては3割負担というふうに考えているところではございますけれども、またいろんな情報を収集しまして、もし保険適用ではない部分があったとすれば、また3割の負担分の中でどれぐらいの負担をされているか、そういったところもまだ情報収集し切れておりませんので、またそういったところも勘案しながら、今後検討の材料の一つにさせていただきたいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○副議長（若山隆史君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） ありがとうございます。

いずれにしても御理解、職場に対しては啓発等をしっかりと行っていただいて、働きやすい環境をやっぱり整えていただくのが、まず垂井町自身が示していただいたりというのが大事なかなと思いますし、町内各企業さんであったりとか、各御家庭にこの環境の整備というのをしっかりと進めていただくことを発信していただけたらいいかなあと思っています。それが生産性の向上であったりとか、企業の業績向上というのが直結するのかなあというのを思います。

女性のパワーってやっぱりすごい底力があったりすると私は思っているのですが、今後も女性ならではのこうした意見が公の場で発信をしっかりと行って、みんな男女関わらず守られているんだよと、しっかりと皆さんに寄り添っていく垂井町であることを御期待申し上げながら、私もしっかりとこういった場で発信をしていながら、皆様方の御意見の反映をしっかりとさせていただきたいかなあと思っていますので、今後も垂井町の優しい寄り添った政策を展開して行っていただくことを御期待申し上げまして、私の最後の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（若山隆史君） 5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理君登壇〕

○5番（藤墳 理君） 議長の許可をいただきましたので、未来の垂井町のためにと題して一般質問を始めます。

今回の質問は、過去の一般質問においてもお聞きした内容と重複する部分もございますが、未来志向の質問ということで捉えていただき、御答弁をよろしくお願いいたします。

さて、未来志向と申しましたが、予測される未来を想定した視点から現在を見たときにどのように映っているのかを考えなければなりません。なぜならば、現在を積み重ねた結果が未来を形づくるものだと考えられるからです。また、未来を漠然と捉えるのではなく、今回はおよそ20年後の2040年を想定したいと思います。

国立社会保障・人口問題研究所からの推計人口によると、2040年の垂井町の人口は2万915人となっております。65歳以上の高齢人口が8,221人、高齢人口の割合は39.3%、15歳から65歳の人口が1万620人、生産年齢人口の割合は50.8%、ゼロ歳から14歳の人口が2,074人、年少人口の割合は9.9%と予測されております。今年度の出生数から推測すると、この数字よりも、もう少し減少していくのかもしれない。

この推計値を基に、2040年がどのような社会に変化していると思われませんか。現在と比較すると、高齢人口はほぼ横ばい、生産年齢人口はおよそ30%の減少、年少人口は35%強減少することになります。あえて何の施策も講じないという条件を付け加えさせていただきます。

もう少し具体的に例えれば、1,000世帯で2,500人規模の地区を想定してみましょ。2040年には800世帯、およそ2,000人に減少しております。人口減少に比例して、現在より2割程度空き家が増加する可能性もあると考えられます。もっと身近なところで例えれば、50世帯の自治会であれば、何と4自治会が消滅する事態となることが想像できます。同様に年少人口の推計値を当てはめると、現在200人規模の小学校では130人規模となることも容易に想像することができます。

ここで、このような未来を想定したまちづくりを考えることが今回の質問の内容であります。具体的に、現在の年齢プラス20歳を想定してみましょ。生まれたばかりの乳幼児は成人する世代となり、この世代の人がどのように考え、どのような生活をしているのか私には想像することすらできません。なぜならば、今後どのように社会情勢が変化をするのか、また教育環境の変化によって思考パターンがどのように変化をしていくのか、未来シミュレーションが大変重要となります。また、現在20から30歳代の子育て世代が40から50歳代となり、子育ても終わってどのような暮らしを望んでいるのか。こちらは何となく想像することはできるかなと思います。現実的には結婚年齢が遅くなってきているので、実際には子育てが終了する年代はおよそ10歳ほど年齢が高くなっているのかもしれない。

では、地方自治体として、未来から見たときの現在をどう捉えていくのか、今後どのような施策を講じたらよいのか、これらを考えてみましょう。快適に生活するためには、生活環境や

インフラ整備は大変重要となります。そのためには、限られた財源をより有効的に配分しなければなりません。つまり、効率的な行政運営が必然となります。現在よりもスピーディーな対応のためにICT化をより進め、行政サービスの充実を図らねばなりません。また、次世代育成のための学校教育の充実と安心して産み育てられる子育て支援もしなければなりません。

しかし、本当にこれだけで満足度の高い生活が保障されるのでしょうか。あわせて、町民の雇用機会を増やす企業進出にも力を注がねばなりません。雇用機会の創出は、町内に限らず近隣市町との連携によって企業誘致することも大変重要であります。また、本社所在地はどこにあっても、リモート就労が可能なサテライトオフィスなどの企業進出も欠かすことのできない選択肢と考えられます。これからは、こうした幅広い視野で取り組む自治体運営こそ必要な時代であると感じております。

垂井町は、高度成長期まで製造業を中心とした企業進出によって発展してきた歴史がございます。しかし、今後は農業や林業分野における企業誘致も必要でないかと考えます。食料自給の地産化や間伐材利用の促進などSDGsの考え方の認知を図りながら、環境に負荷を与えない1次産業の企業はますます重要になると考えられています。もちろん農業は日本全体としての食料自給率向上のためには欠かすことができません。また、林業においても、森林環境保全のための間伐材を燃料とする発電事業などが供給電力の地産化にもつながるものと考えられます。こうした多様な企業進出の促進によって雇用機会の拡大を図り、将来的には垂井町からの若者の転出抑制につながるのではないかと考えております。

そこで、以下の質問をいたします。

人口減少を見越した未来をどのように考えていますか。

2番目、未来を想定した効率的な行政運営をどのように考えておられますか。

3番目、新たな産業育成・企業誘致をどう捉えていくのか。

今年度策定された第6次総合計画後期計画を踏まえた上で、その先にある総合計画に反映されるような新たな考え方をお示しいただきたいと思っております。

○副議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 藤埴議員の御質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

垂井町の未来を考える上で重要な役割を果たすもの、それは私は垂井町の総合計画であると認識をいたしております。この総合計画につきましては、議員も申されておりますとおり、10年単位で策定されまして、今年度はその中間年に当たりますことから、来年度以降、令和5年度から9年度までの後期5か年計画の策定に取り組み、間もなく仕上げの段階でございます。

この計画では、将来の人口目標2万6,000を掲げておるところでございますが、議員御質問でも触れられておりますとおり、町の人口は未来の垂井町を考える上で大変重要な項目の一つであると、そのように認識をいたしております。

現に、将来を語る上で、行政運営の中では唯一やや見える未来であるのがこの人口の動態だ

と、そのように考えておるところでございます。したがいまして、総合計画の中でも必ず将来人口といった項目が出るのもその一つかなというふうに認識をいたしております。

将来的に人口減少が見込まれる未来を想像することは、大変これは難しい案件でございます、議員も冒頭申されておりましたが、非常に難しい課題でございます。これまでとは違った切り口により想定していくことがまずは求められるのではないかなと、そのように考えております。

ちなみに垂井町の人口の推移でございますけれども、令和2年度に実施をいたしました国勢調査の結果でございますが2万6,402人、前回調査となります平成27年度の結果につきましては2万7,556人と、これらを比較いたしますと5年間で1,154人の減少がしたことに相なったわけでございます。この背景には、出生数の減少が大きく影響しておるわけでございますが、昨年度、令和3年度の出生数は132人、約20年前の平成12年の出生数265人と比較いたしましても、20年間で赤ちゃんの数は半数に減ったことに相なります。

こうした状況につきましては、これは誰も予想ができなかったものと考えるところでございますが、20年後の未来の垂井町の姿を考えますと、当然のことながら現在より人も、それから財政規模も縮小することに相なりますことから、その縮小する速度に合った行政運営を行うことが必要であると、そのように考えております。

こうしたことを踏まえまして、総合計画の後期5か年計画では、特に力を入れる必要があると考える施策、これは議員の委員会、それから各所でお話をさせていただいておりますが、1つには若い世代や子育て世代に選ばれるまちづくり、2つにはDXの推進による便利で快適なまちづくり、3つには次代に引き継ぐ持続可能なまちづくり、この3つの重点戦略として位置づけをいたしまして、これまでの7つのまちづくりに対して横断的に推進をして、垂井町の未来のまちづくりにつなげていくとともに、次の計画となるであります第7次総合計画へも引き継がれるものとしていきたいと、そのように考えております。

人口減少につきましては、全国的にも、そして垂井町にとりましても大変大きな課題となっておりますが、この課題解決に取り組みながら、未来の垂井町が生活する場所として選ばれる町となりますよう、各種の後期計画に掲げております個別の戦略をきっちりと取り組んでまいりたいと、そのように考えております。それにつきましては、先ほど来申し上げておりますこれから減少社会を迎えるに当たりまして、議員皆様方との調整、お力添え、御理解、それがスムーズにいくべく垂井町の未来のために、ビジョンでありますとか、その意思を皆で確認しながら、今後の課題解決に向けた取組を私からもお願いをし、答弁とさせていただきます。

それから、2つ目の未来を想定した効率的な行政運営をどのように考えているかという御質問でございます。

効率的な行政運営を進めていくためには、AIでありますとかICTなどのデジタルを活用したワークフロー（業務の流れ）でございますけれども、その構築が欠かせないと考えております。先ほども申し上げましたが、そうした観点から、今年度策定に取り組みます6次総合計

画の5か年計画でございますが、その中でも重点戦略の一つとして、先ほども繰り返しのなりますけれども、DXの推進による便利で快適なまちづくりを掲げさせていただきました。これは、行政サービスの質の向上と合わせまして、住民の利便性でありますとかその拡大、また職員の業務の負担軽減など行財政改革の観点からも、効率的な行政運営を進めていくためにはDXの推進が必要不可欠であると、そのように考えるからでございます。

一方、国においても全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すデジタル田園都市国家構想の実現に向け、昨年12月、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略の抜本的な改定が行われました。垂井町におきましても、この改定を踏まえまして、新年度におきまして垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略をデジタル田園都市国家構想総合戦略の内容との整合を図りながら改定を進める中で、並行して垂井町におけますDX推進計画にも取り組み、現在国が進めております書かないワンストップ窓口でありますとか、GIGAスクール構想なども含めたデジタルが持つ力を活用した効率的な行政運営を目指してまいりたいと、そのように考えております。

DXの推進につきましては、業務の効率化にとどまらず、各分野によい影響をもたらしますことから、魅力的な垂井町をPRしていく材料としても効果的・有効的に活用してまいりたいと、そのように考えております。今後とも国や県の動向を注視しながら、効率的な行政運営に努めてまいりますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（若山隆史君） 産業課長 小竹武志君。

〔産業課長 小竹武志君登壇〕

○産業課長（小竹武志君） 私からは、藤壇議員の3つ目の御質問、新たな産業育成、企業誘致をどう捉えていくかについてお答えをさせていただきます。

人口減少社会を迎え、生産年齢人口が減少し、全ての産業においてその産業を担う人材が不足していくことが懸念されています。特に、第1次産業である農林業は深刻で、来年度からの第6次総合計画後期計画におきましても、担い手の確保を大きな戦略として捉え、農林業に関わる方をいかに増やしていくかが大変重要であると考えております。

昨年6月には、地域における農業の課題と対策を検討する会と題し、7地区の農業委員さん、農地利用最適化推進委員さん、農業団体の方々にお集まりいただき、地域農業の課題と皆様の考える対策について御意見を伺いました。その中では、草刈りなど圃場管理、耕作放棄地、物価高などの課題が出されましたが、どの地区におきましても自分の世代の後に農業に関わる人がいないというのが一番の課題だと言っておられました。

背景としましては、以前は60歳で退職して営農組合に入るなど、農業に関わる方が地域において一定程度確保できていたものの、近年の定年延長の影響により、65歳以降に農業に関わっていただいたとしても、急に水稲などの耕作はできないという環境の変化や耕作をしても利益が出ない、体力的にもきついなどといった産業としての魅力の低さが考えられます。事実、会議に出席いただいた皆様もほとんどが70歳以上の方であり、しばらくすると耕作をする人が激

減してしまうかもしれないという危機感がございます。

国におきましても、農地と農地に関わる人の問題として地域で話し合いを行い、農地を誰がどのように維持管理していくかを決め、計画を策定するよう指導していましたが、令和4年に農業経営基盤強化促進法が改正され、計画策定を法定化するなど、就農人口の確保に力を入れており、これは全国的な課題でもあります。

一方、農地に関わる方に関しましては、誰でもいいというわけではなく、多額の資金を借り入れ、設備投資を行い、採算が合わず経営難になり、結果農地を荒らし、地域の深刻な問題となるような事例が過去には見受けられたことから、地域に納得していただけるよう、責任を持って経営をしていただける経営体に参入していただく必要があります。また、林業におきましても、山を荒廃させないよう、本来の多面的な機能を維持するためには同様です。

議員御提案の民間企業の誘致につきましては、担い手不足が深刻である農林業におきまして大変有効な解決手段であると認識しておりますが、どうしても利益を追求する組織であるという性格上、採算が取れなければ即時撤退するという懸念が拭い去れず、いきなり参入していただくことは地域の皆様の理解が得にくいという問題があると考えております。

事実、本町におきましては、民間企業の参入がほとんど進んでいないのが現状です。そこで、現在検討しておりますのは、特に地域外の方に農業に関わっていただくために、短期での就労をあっせんする制度の構築、構築に当たってはDXを活用するものです。第6次総合計画後期計画におきましても、DXの活用と農業関係人口の増加を戦略の方向性として位置づけており、現在の経営体は変更せず、農業に関わる方を増やしていく手法です。経営体が変わらなければ、地域の皆様の不安も解消でき、従事される方がどういった方なのか、実際関わり、働く様子も分かることから、参入障壁を下げるのが期待できるのではないかと考えております。

現在の農業経営のトレンドとしましては、農地の面積当たりの高収益化を目的としてブロッコリーやキャベツといった高収益野菜の出荷に取り組む経営体が多く、収穫や出荷の際、一時的に人手が必要となることから、経営体側としてもメリットがあるのではないかと見込んでおります。また、短期での就農体験の機会創出にもつながることから、農業に興味を持っていただく方を増やしていくことも期待されます。県内の先進的な市町村では、既に同様の取組が始まっております。今後、特に地域外からの就農者の実績を増やししながら、地域との共存を図っていただき、その結果収益性が見いだせる場合は、企業も参入しやすい環境になることも予想されますので、段階を踏んだ施策について検討してまいります。

また、林業分野におけます企業進出につきましては、西南濃森林組合が実施する間伐事業に対し補助などを行っており、切捨て間伐だけでなく利用間伐も行われています。

議員御提案の間伐材を燃料とする発電事業につきましては、再生可能エネルギー発電促進のため、買取り価格が上昇傾向にあります。当町に一番近い発電施設は瑞穂市にあり、仮にそこに搬出するとしましても採算が取りにくく、参入しにくいと聞いております。そのため、その採算が取れない部分を防災の観点や環境に配慮した間伐材の処理方法としまして、森林環境

譲与税を活用した補助制度を創設してほしいという御要望をいただいております。しかしながら、近隣市町村においても事例がございませんので、今後国や県、他市町村の動向も踏まえながら、税の使途を責任持って説明できるよう慎重に検討してまいりたいと考えております。

このほか、間伐材の利活用促進につきましては、第6次総合計画後期計画におきましても、戦略の方向性に掲げておりますので、今後とも様々な視点から検討してまいります。いずれにしましても、人口減少社会を迎え、行政運営にも厳しさが想定される中、行政のマネジメント機能を整え、官民連携による地域課題解決への取組は必須事項であると認識しておりますので、引き続き広いアンテナで情報収集に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（若山隆史君） 5番 藤墳理君。

○5番（藤墳 理君） 御答弁ありがとうございました。

今、直近で答えをいただきました3番目の質問についてももう少し。

今、一生懸命官民連携も図りながら農業・林業施策を進めたいよというお話でした。ただし、先ほどの間伐材の燃料化についてはあまりにも実績がないと言う。現在実施しているところが瑞穂市。合わないよということであれば、垂井町に造ればいいんじゃないかと、これこそまさに官民連携。官が用意するのか、民間がどこまで協力するのか、それは分かりませんが、その点をやっぱりしっかりやっていかないと、合わない採算で企業進出しろと言われても出でられないので、それはしっかりと官側が抑えながら進めていくべきではないかというふうに考えますけれども、その点についてどういうふうに考えておられますか。よろしくお願いいたします。

○副議長（若山隆史君） 産業課長 小竹武志君。

○産業課長（小竹武志君） 藤墳議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

今、民間企業さんが間伐材を利用したような形での事業を展開したいというような形で御相談もお話を聞いておるところではございますが、また森林組合さんとも民間企業さんがこういったお話があるというような形で、いろいろお話はさせていただいているところではございますが、今議員御提案のとおり、やはり近くに拠点施設がないというところは、なかなか今後の事業展開としても厳しいものがあるかなというふうに考えておるところではございますが、その拠点を造るかどうかということについては、やはり民間企業さんをお願いしていくのが一番いいのかということもございますので、そうしますとやはり民間企業さんの経営状況ですとか、今後の展望によって変わってくるかというふうに思っております。

いずれにしましても、やはり農業・林業ともにでございますが、担い手が本当にいないというような状況でございます。先ほどの地域の話合いの結果も踏まえまして、農協さんとも意見交換をさせていただいたところではございますが、やはり農協さんとしても抜本的な担い手を解消できるような方策が見つからない中で、それぞれがき苦しんでいるというような状況でございます。やはりどんなにいい施策を考えたとしても、それをやっていただける方がいな



いと成り立っていない状況ではございますので、民間企業さんが拠点をつくっていただけるかどうかということも踏まえながら、またいろんな民間企業さんに進出していただくことも、先ほども申しましたように、今後の施策を考えていく上では大変重要なものであると考えておりますので、いろんなお話を聞きながら共に考えていければというふうに思っておるところでございます。

以上、回答とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○副議長（若山隆史君） 5番 藤墳理君。

○5番（藤墳 理君） 今、官民連携という形でしっかりと取り組むというふうに僕は捉えさせていただきましたので、この件についてはこれで終わりたいと思います。

その前の2番目の質問、効率的な行政運営、これは僕、ICT化だけ、AIだけということではなく、もう一步踏み込んだら、人口減少することを想定したならば、これだけの行政施設が本当に必要であるのかということにちょっとだけ踏み込んで質問させていただきたいと思っています。

例えば、今7地区に小学校がありますし、1地区は除きますけれども、6地区にこども園があります。こうして具体的なことを言えば、本当に数が少なくなったその施設が必要であるのかということをお聞きしたいと思います。

○副議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 再質問にお答えしたいと思います。確かに規模、それから人口が減ったりしますと、随所に影響を及ぼしてまいります。しかしながら、我々が総合計画の5か年しかりでございますけれども、既にまだもう間もなく最初の策定になるわけでございますが、7つのテーマからそれぞれに対策・戦略を掲げる中で、その中でどうしても出てくるのが人口によるこのテーマの戦略が果たしてどこまで効果があるかというところの調整がこれから5か年に求められる案件だと思います。

今、たちまち小学校云々、こども園云々というのは、このテーマの戦略の中で打っていく段階で、人の減り具合でありますとか、そういった周りの社会情勢を鑑みながら、時にはこの戦略を修正したりでありますとか、これはもう立ち行かんということも含めて、今後の5か年の在り方の推進がこの指針に基づきながら動いていくという御理解を賜りたいと思います。

いずれにいたしましても、一昨日でございますけれども、副長がちょっと私の公務と八重てしまいましたことから岐阜のほうへ出張いたしました。その折にも、このやはりSDGsの話が出たわけでございますが、総合計画の中にもお手元にお持ちの議員さんもいらっしゃるかと思います。それぞれ17項目のやつを右上に記しながら、この分野はどのテーマに沿った分野の仕事の戦略を立てておられるのかというのがそれぞれの個別計画の右上に7番でありますとか11番、その中でも総合計画で最終的に未来の子供たちへの贈物として、この17の戦略をまさしく遂げることが、子供たちの次世代の贈物になるのではないかと、すなわちそういったことに我々は総合計画後期計画に基づいて、今後とも事業の展開を調整を図りながら推進していくと

いうことで御理解をいただけると、非常に雑駁な言い方で分かりづらいかも分かりませんが、この17項目1つも落とさずやれば、必ずや次世代の子供たちに非常に大切な自然でありますとか、様々な歴史文化もひっくるめて引き継げるのではないかなと、そのように思っております。

それから、少し脱線をするかも知りませんが、こういった講師の方々のお話があったそうでございます、会議の折に。小学校の統廃合でありますとか廃校等々をしたら、誰が自分の育った学びやがなくなったまちに帰ってくるはずがないと言う講師の方が、現実に自分の小学校、中学校もなくなったそうでございますので、そういった話もされたそうでございます。副長にその復命を聞いたときに、私もなるほどなと思いました。住むところさえあれば、もう自分の生まれ育った小学校、幼稚園、幼稚園はいろいろ町内でもこれまで4園化構想の中できなくなりつつありますけれども、小学校、中学校が自分が育ったところになかったとしたら、ひょっとしたらもう帰ってくる必要性が、親さんの面倒はそちらのほうで見るとということさえすれば、帰ってくる必要性も随分と低下するなということを実感して聞いておったところでございます。

したがいまして、そればかりではございませんが、個別戦略を立てる中で、議員各位ともどういうふうに修正していくかということも今後求められてくるはずでございますので、引き続きの御理解を賜りたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（若山隆史君） 5番 藤墳理君。

○5番（藤墳 理君） ありがとうございます。

言っていらっしゃる内容については、よく理解をしておるところではございますが、1つ私のほうから提案というか、新たな戦略をつくっていくためにこうしたらいんじゃないかというような御意見を申し上げさせて、それに対してお答えをいただけたらと。

ここまで、これだけ話してきた内容というのはフューチャーデザイン、いわゆる未来の、将来の形をどうつくるかということでもありますので、今のこの現有の体制の中でどこまでそれを各課連携しながらやれるのかなというふうにもちょっと疑問に感じている点もございます。

そこで、これが言葉として正しいかどうかは別にしまして、例えば未来戦略室とか、将来課とかというような内部の調整というか新たな課を設置したり、部屋を設けたりすることによってそこがリードをしながら、各課連携を図っていくというようなことも大変面白いのではないのかなあというふうにも思っております。多分どこか日本の全国にはこのような事例があって、どこかやってみるところがあるかと思っておりますので、少し検討していただくようなことを御提案申し上げて、どうされるのかを最後にお聞きしたいと思います。

○副議長（若山隆史君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 貴重な御提言いただきました。

なるほど、未来に向けた戦略課でありますとか将来課、昔にすぐやる課というのがはやった時期もございましたが、随分と時代の背景も変わりました。すぐやるのにもお金がかかるとい

う、人がいないということをございましょうが、今の御提言もひっくるめてちょっと頭の奥に置きながら、具体的なことは考えておりませんでしたので、ただ人がいなくなる、職員もいなくなるということになりますと、既存のシステムを大幅にチェンジなり、見直しをかけていく中で、ひょっとしたらこういう所管の名前をつけたところの登場も考えられます。したがって、十分御検討させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○副議長（若山隆史君）　しばらく休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午前11時50分　休憩

午後1時15分　再開

○議長（富田栄次君）　再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

7番　中村ひとみ君。

〔7番　中村ひとみ君登壇〕

○7番（中村ひとみ君）　7番　中村ひとみでございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問を始めさせていただきます。

安心で安全な子育て環境の整備についてお伺いいたします。

少子化は、コロナ禍において想定を大きく上回るスピードで進み、児童虐待やいじめ、不登校、自殺も増え、子供をめぐる状況も深刻です。また、子供を持つこと自体をリスクと考える若者も増えています。

こうした状況を重く受け止め、公明党は、誰もが子供を安心して産み育てられ、十分な教育が受けられる社会づくりを国家戦略と位置づけて進めなければならないとの認識に立ち、昨年11月に子育て応援トータルプランを発表しました。今年4月からはこども基本法が施行され、こども家庭庁も設置されます。いよいよ私たちの地域でも、子供や若者、男女共同参画の視点から、子供も親も希望を持って幸せを実感できる社会への構造改革を本気で進めるときだと思っております。

そこで、1点目、ゼロ歳児の見守り訪問事業の展開についてお伺いいたします。

このたび、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と妊娠・出産時に計10万円相当を支給する財源が、補正予算により確保されました。

明石市では、市の研修を受けた配達員が、毎月おむつや子育て用品を御自宅にお届け、その際育児の不安や悩みを聞いたり、役立つ情報を伝えるゼロ歳児の見守り訪問「おむつ定期便」を2020年10月よりスタートしています。

そこで、本町においても、ゼロ歳児の見守り訪問事業の展開について、具体的に何をどのように進めようとしているのか伺います。特に現場に寄り添う伴走型支援については、人材の育成や確保のための体制整備が必要だと考えますが、見解をお聞かせください。

2点目といたしまして、家事支援員（産後ドゥーラ）の確保についてお伺いいたします。

ここで見守り訪問事業等を実施した際に、各家庭の事情や親の健康状態などから、子供と親

の日常を守るために、家事支援等が必要なケースも予想されます。産後のお母さんの御自宅に伺い、家事からお子様のお世話、お母さんの情緒面を含め、産後のお母さんに寄り添ったサービスを提供する家事支援員（産後ドゥーラ）の育成や確保も必要です。

そこで、家事支援員等の資格を取るための支援制度の創設なども有意義かと考えますが、見解をお聞かせください。

続きまして、3点目といたしまして、子ども食堂の整備拡充についてお伺いいたします。

今、我が国の実に7人に1人の子供が貧困状態にあると言われていています。ただし、日本における子供の貧困とは、毎日の衣食住に事欠く絶対的貧困とは異なり、その国の生活水準や文化水準を下回る状態に陥っている相対的貧困を指します。

また、子供の孤食も増えているといます。孤食とは、少子化、核家族化の進行に伴い、共働きの家族も増える中で、子供が1人で食事をすることです。特に、孤独を感じるような寂しい食事を意味します。心身ともに、成長期を迎える子供の孤食は、孤独感やコミュニケーション不足、簡単で好きなものばかりで済ませてしまう栄養の偏りなど、今後の成長にマイナスな影響を与えると懸念されています。しかし、子供と一緒に食事を取りたくても、仕事の都合などでどうしても一緒にいてあげられない御家族があることも理解しなくてはなりません。

それならば、地域の大人たちが手作りの温かい食事をこの子たちに提供してあげようと、ある八百屋さんから子ども食堂が始まりました。そして、それはやがて全国に広まり、2021年時点では全国約6,000か所以上になるとの報告もあります。また、貧困・孤食への支援として始まった子ども食堂は、今では孤食の高齢者も集うなど、大人たちと子供が交流できる地域の拠点、居場所の役割をも担うようになっていきます。地域の誰もが参加でき、緩やかなつながりを持つることにより孤立を予防し、社会とのつながりへとなることが期待できる子ども食堂ですが、一方では運営の継続に様々な課題があるようです。地域のボランティアの人たちによる運営がほとんどですが、食材や運営費の確保、また開催場所やその周知などが課題となっています。

岐阜県では、平成29年度より子ども食堂・子ども宅食運営支援事業費補助金が創設されています。県の資料を引用しますと、子供の貧困・孤食対策については、地域の実情に応じて市町村が取組を推進する必要があるが、財源や人員不足等により十分に取組が進んでいない状況があるとした上で子ども食堂の活動を支援し、この事業費補助金の積極的な活用を促していますとあります。

今まさしく、児童虐待やいじめ、不登校、自殺も増え、子供をめぐる状況は深刻であると言えます。様々な形態の子ども食堂の整備や運営をサポートする体制を整備し、我が地域へ柔軟かつ積極的に子ども食堂の整備を進めるべきと考えますが、見解をお聞かせください。

最後に、4点目、奨学金の代理返還への支援についてお伺いいたします。

若者が夢と希望を持って生きられる環境を整えることも大切であります。日本学生支援機構の2020年度の調査では、何らかの奨学金を受給している学生の割合は、大学（昼間部）で

49.6%、短期大学では56.9%に上り、卒業後の返還の負債に悩む人も少なくありません。

奨学金の代理返還は、奨学金を受けていた社員に対し、企業が返還額の一部または全額を支援する制度です。以前は社員の給与に上乘せする方法しかありませんでしたが、日本学生支援機構は2021年4月から企業が機構へ直接送金できる制度に改善されました。この制度により、返還の負担がなくなるだけでなく、支援を受けた額の所得税が非課税となります。

一方で、企業も若手の人材を採用しやすくなるメリットがあると同時に、損金算入ができ、法人税の減額も見込まれます。奨学金の代理返還制度は、奨学金の返済に悩む若者の支援、人材不足に悩む地元の企業の支援、そして地域の活性化にもつながる制度であると思います。

そこで、地域の奨学金の代理返還制度を導入する企業に対する行政からの支援制度を創設し、学生と企業と地域社会の活性化を図ることは大変に有意義と考えますが、見解をお聞かせください。御答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 私からは、中村議員の1つ目の御質問、ゼロ歳児の見守り訪問事業の展開についてと、2つ目の家事支援員（産後ドゥーラ）の確保についてお答えさせていただきます。

核家族化が進み、地域のつながりも希薄化する中でございますが、孤独感でありますとか不安感を抱える妊婦、子育て世帯は少なくありません。そのような中でございますけれども、全ての妊婦、子育て世帯が安心して出産、子育てができるよう、妊娠期から出産、子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、安心して出産、子育てができるようにと伴走型の相談支援事業を開始したところでございます。また、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のないサポートを行うべく子育て世代包括支援センター事業も実施しております。

さて、議員1つ目の御質問、ゼロ歳児の見守り訪問事業についてでございますが、現在垂井町では、先ほど申し上げました2つの事業によりまして、妊娠期には面談、電話、必要なときは訪問により支援を行っております。出産後につきましては、まず出産後2か月頃までに保健センターの保健師が家庭訪問をいたし、母親と乳児の体調や家族の生活状況の確認、加えて悩み事など相談を行っております。次に、その1か月後に母子保健推進員によりまして家庭訪問を行い、同じく母親と乳児の体調でありますとか、家族の生活状況の確認、悩み事など相談を行います。

家庭訪問以外では、保健センターでの4か月児健診、10か月児健診、毎月1回の乳幼児すこやか相談を実施するとともに、電話や来所、訪問により子育ての悩みや育児の相談などを行っておるところでございます。さらに、産後に心身の不調や強い育児不安がある方などへは、助産師に専門的支援といたしまして産後ケア事業を実施しております。

また、双子や三つ子などの多胎児特有の悩みや負担への支援といたしまして、多胎児の育児

経験者による支援を提供されておられますNPO法人などと連携して、子育てに対する不安の軽減にもつなげているところがございます。

このように民間の資源も十分活用させていただきながら、また適正な人員配置、人員確保に努めつつ、ゼロ歳児だけでなく、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施できるよう努めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、2つ目の御質問でございますが、家事支援員（産後ドゥーラ）の確保についてでございますが、産後ドゥーラとは一般社団法人ドゥーラ協会の養成講座にて知識・技術を取得後、協会が認定している資格でございますして、産前・産後の心身とともに不安定な時期の母親に寄り添える専門家として、産前・産後の母親のサポートを行っていると同っております。

現在様々な資格がございますし、特定の資格取得に対する制度の創設はなかなか困難な問題だと考えておるところでございますが、しかしながら冒頭申し上げましたとおり、核家族化が進む、そしてまた地域のつながりも希薄化する中でございます。孤独感や不安感を抱える妊婦、子育て世帯は少なくなく、垂井町でも妊娠期から出産後も継続して支援が必要な方が増えつつございます。支援内容の充実も必要だと実感をいたしております。まずは、現在実施しております事業の中で、必要な方に必要な支援を届けられるように着実に対応してまいりたいと、そのように考えております。今後とも子供の健やかな成長と家族・母親をはじめ、保護者が安心して子育てができるよう、子育てファーストタウン垂井を目指してまいりますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願ひを申し上げます。

なお、3点目の子ども食堂でございますが、5年度中にアンケートを取る予定でございます。詳しくは、担当課長から御回答申し上げますし、併せてその次の奨学金にいたしましても担当のほうから御回答申し上げますので、併せてよろしくお願ひいたします。

○議長（富田栄次君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

〔子育て推進課長 吉野敬子君登壇〕

○子育て推進課長（吉野敬子君） 私からは、中村議員の3点目の御質問、子ども食堂の整備・拡充についてお答えいたします。

子ども食堂の目的は、食事の提供などを通じて子供の居場所をつくることにあります。子育て環境の変化や少子高齢化の進展、価値観の多様化など社会の変化を踏まえた子供の居場所づくりの必要性が高まっていますが、残念ながら現在、垂井町内には子ども食堂はございません。議員のおっしゃるとおり、子ども食堂は貧困や孤食への支援だけでなく、子供のみならず高齢者やその担い手にとってもその場が自分の居場所となり、地域における新たな交流やつながりを得られる場としての機能も期待できるものです。地域の方々にとってかけがえのない居場所をつくっていくためには、多様性と自主性がキーワードであると考えます。

これまで地域コミュニティーが果たしてきた役割や自主性を踏まえることと同時に、人材育成や特別なニーズのある子供には、公的な支援の下で手厚い提供、支援の提供をするなど居場所の性格や機能に応じて共助、公助を適切に組み合わせることが必要です。また、子供の

居場所づくりに当たっては、子供や若者の声を聞き、それを適切に反映させる体制や仕組みについて検討することが必要です。

先ほど町長が申しましたとおり、町としましては、第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて、令和5年度にはアンケート調査を予定しており、この中で子供の居場所へのニーズも併せて調査いたします。地域におけるニーズを把握するとともに、子供の居場所の運営や経営を支援する人材や団体の確保などに努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 産業課長 小竹武志君。

〔産業課長 小竹武志君登壇〕

○産業課長（小竹武志君） 私からは、中村議員の4つ目の御質問、奨学金の代理返還への支援についてお答えをさせていただきます。

全国的な人口減少と同様、本町でも平成12年をピークに人口が減少しており、当然のことながら生産年齢人口も減少しております。働き手や担い手がないという状況は、雇用面の縮小を招くことになり、ひいては地域経済全体の縮小を招くことにもつながります。

国におきましても、経済財政運営と改革の基本方針2022の中で、新しい資本主義に向けた重点投資分野として、質の高い教育の実現において地方自治体や企業による奨学金返還支援の促進等が明記され、令和3年4月からは独立行政法人日本学生支援機構におきまして、一定の条件の下、企業による代理返還制度が始まり、その制度による企業のメリットにつきましては、議員御提案のとおりです。

働き手が減る中で、地元企業へのU・I・Jターン就職や人材確保の促進につながる動機づけとなるのであれば、奨学金の代理返還制度を導入する企業への支援は大変有効な手段と考えられます。また、将来の展望を描こうとしている若者の経済的基盤の安定にもつながると考えられます。そのため、既に実施している先進自治体の実施状況やその効果などを調査しながら、制度の設置について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 7番 中村ひとみ君。

○7番（中村ひとみ君） 前向きな御答弁ありがとうございました。

1点目と2点目の再質ですが、様々な垂井町独自の支援策なども展開をされている中で、やはり伴走型支援がこれからは大事になってくるのかなというふうに思います。今後、安心して子供を産み育てやすい環境をどのようにつくるか、これが大切なのは妊娠期から母親や家族に寄り添いサポートする、それに尽きると思います。産後ドゥーラのお話もさせていただきましたが、特別な、要するに研修なども必要にはなるかと思いますが、やはり家事やそのようなものの手助けをするということが、私も子供を育ててきた経験上、本当にちょっとした助けがうれしいとか、洗濯物一つ畳むだけでもうれしいとか、そういうものだと思うんですね。本当に訪問型の支援の充実が一層欠かせなくなると思われますので、その点しっかりと御検討い

ただきたいと思いますので、これは答弁はよろしいです。

3点目の子ども食堂についてですが、子ども食堂ができればボランティアで参加したいわというお声も聞くことが多くなってきました。垂井町がないというのは不思議だねということで、それをよく耳にするようになりましたので、やはり現在はかつてのような近隣との助け合いというか、人と人の触れ合いが本当に希薄になってまいりましたので、本当に地域の福祉というのが子育てだけでなく課題になってきていると思いますので、ボランティア団体と行政がしっかり密に連携していくことというのが重要であると考えますが、その点どのように考えてみえるか再質いたしたいと思います。お願いします。

○議長（富田栄次君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

○子育て推進課長（吉野敬子君） 中村議員の再質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響で食事を提供する場というのが自粛傾向にありましたので、町内のボランティア団体等に積極的なお声がけ、働きかけをしてまいりませんでした。今後は他の自治体で実施されている子ども食堂やフードドライブなどをやっておられる団体の視察なども含めまして、この事業に対して興味を持っていただいている団体の方に、この事業の補助についても周知をさせていただきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 7番 中村ひとみ君。

○7番（中村ひとみ君） ありがとうございます。

やはり住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らしていける社会になることが大事だと思います。支え合いや多世代と気軽に交流ができる集いの場所とか、居場所とかがたくさん増えることを願っております。

最後の4点目の返還支援について再質をさせていただきたいと思います。

先ほども答弁は非常に前向きでありがたいんですが、現在この返還制度などの新しく昨年4月から社員に代わって企業が奨学金を貸与する制度、代理返還制度が始まったということなど、垂井町内の企業さんへの具体的な周知というか、働きかけなどもこれからということによろしいでしょうか。

○議長（富田栄次君） 産業課長 小竹武志君。

○産業課長（小竹武志君） 中村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

大変お恥ずかしながら、今回一般質問をいただいたこの案件で私も知ることができました。やはり今回産業課としてお答えさせていただきましたのは、1つは労働者の皆様の施策になるのかなという解釈を持ってございます。そのため、今議員から御質問がございました制度の周知につきましては、先ほども少し申しましたけれども、我々のこういう行政の施策をお伝えするという目的もございまして、企業連絡会というものも立ち上げたところでございます。そういったところも活用しながら、また垂井町商工会さんともいろいろ連携を図っておるところでございますので、そういったところにも働きをかけながら、制度の周知に努めてまいりたいと



いうふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。回答とさせていただきます。

○議長（富田栄次君） 7番 中村ひとみ君。

○7番（中村ひとみ君） ありがとうございます。

先ほど、課長さんからも御説明があったかと思いますが、内閣府の担当者による実施自治体への調査の中でも、返還支援制度がU・I・Jターンの決め手となった、あと自治体内の企業の採用活動を有利に進めることができたという声も寄せられているということでもありますので、しっかりとこの支援を取り組んでいただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上で私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（富田栄次君） 9番 角田寛君。

〔9番 角田寛君登壇〕

○9番（角田 寛君） 角田寛でございます。

議長の許可を得ましたので、通告に従いまして地域防災計画につきまして質問させていただきます。

近年、急速に進んでおります地球温暖化によりまして、台風の巨大化、線状降水帯による異常なまでの豪雨が頻発しております。各市町におきまして、地域防災計画の見直しが急務とされてきているところであります。

本町におきまして、令和4年3月にこの地域防災計画の改定がなされ、地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ、それから土砂災害ハザードマップ、これらが全戸に配付されたところであります。災害に対する体制の整備や地域防災力の強化に努められているところかと思ひます。

この洪水ハザードマップによりまして、相川、泥川の下流域の表佐・栗原地域において、洪水時の想定浸水深が1メートルから5メートル、浸水継続時間も1週間と長時間にわたって浸水が想定されております。特にこの泥川流域におきましては、これまでに泥川に流入する水路の氾濫や内水氾濫の被害があり、平成23年6月に泥川逆流防止水門が設置され、供用開始されたところであります。しかし、平成24年9月の台風による豪雨によりまして、内水氾濫により、道路の冠水、農地の浸水被害が発生いたしました。

こうしたことから、内水氾濫から集落、農地を浸水から守るため、排水ポンプの設置を求め、泥川治水対策浸水被害防止に関する要望書をここ数年来、町長はじめとして関係各課の御尽力をいただき、県に提出しているところかと思ひます。この進捗状況につきまして、その後の進捗状況につきまして伺ひます。

一方、町内には多くのため池が点在しておりまして、ため池には豪雨時に一気に流れ出る谷水の緩衝機能や渇水時の農業用水としての利用、また森林火災での防火用水としての利用など多面的な機能を有しておると考えられます。地域防災計画の資料編にも、老朽ため池の現況として記載のある境野ため池は直ちに改修の必要ありと判定しておりますが、現在の状況と今後どのような改修を進められるのか伺ひます。

また、その他平尾ため池や大谷ため池など、これらため池の機能点検はどのように進められているのか、併せて伺います。

次に、災害時の住民への情報伝達手段でございますが、特に豪雨時における避難指示など発信につきましては、町防災行政無線などの活用が必要になってくると思われまます。しかし、平時におきましても、町防災行政無線による情報が屋内にいる場合、あるいは風向きなどによりまして聞きにくいという声が大変多くございます。まして、こうした豪雨時には聞きにくくなるかと思われまます。そんな中で、現在防災行政無線の点検についてはどのように実施されているのか伺います。

また、情報伝達手段といたしましては、防災行政無線だけではなく、現在インターネットや携帯電話などを活用する方法もありまして、こうした伝達もあるわけですが、特に高齢者にとりましてはインターネット等の利用は非常に難しい面もあり、一刻も早く、また広く一般に周知することは難しいと思われまます。こうした自然災害から住民の命を守る情報伝達にはどのような方法が適切か、どのようにお考えになっているのか、この点について伺います。

また、最後になりますが、多くの公共施設が避難場所となっております。こうした避難場所においては、停電時の対応等が求められるかと思ひまます。一方、地球温暖化が進む中、再生可能エネルギーの利用促進が喫緊の課題となっており、県におきましても太陽光発電設備、蓄電池の設備の設置が進められておるところでございます。今後、こうした公共施設における太陽光発電設備、あるいは蓄電池の設備の設置が進められればというふうに考えまます。災害時のこうした停電対応、同時に地球温暖化対策としての活用も図られるかと思ひまます。こうした今後の公共施設の再生エネルギーの利用促進についての方向性について伺ひまして、私からの質問とさせていただきます。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 角田議員の地域防災計画についての中での1つ目の御質問、泥川治水対策について御答弁させていただきます。

泥川の治水対策につきましては、泥川を管理しております岐阜県の大垣土木事務所と連携し、上流域未改修区間の河川改修及び下流域の排水機場設置に向けた検討を進めております。議員御指摘のとおり、令和4年3月に改定をいたしました洪水ハザードマップでは、泥川下流域の表佐・栗原地区の想定最大浸水深は1メートルから3メートル程度であり、一部区域は3メートルから5メートルとなっておりますのでございます。

また、泥川下流域の護岸改修は完了しておりますものの、垂井町の泥川流域は非常に勾配の緩い平たん地でありますことから、相川の排水の影響を受け、泥川の自然流下が困難となり、泥川に排出する水路が氾濫する内水氾濫による浸水被害を受けてきたところでございます。御指摘のとおりでございます。

平成23年6月には泥川の逆流防止水門が設置、供用開始され、以前より家屋浸水被害は軽減

をいたしましたけれども、平成29年10月の台風21号による被害など、近年では道路冠水や農地浸水被害が発生しているのが現状であり、過去から要望活動を実施してまいりました。

泥川の治水対策浸水被害防止に関する要望活動につきましては、平成24年から毎年垂井町土地改良区理事長でもあられます藤墳県議会議員のお力添えをいただきながら、地域からは栗原土地改良区理事長、垂井町土地改良区の栗原地区、表佐地区の理事、栗原地区、表佐地区の連合自治会長、地元選出の町議会議員にも御同席の下、私と河川を所管する建設課、農政を所管する産業課で県土整備部長、農政部長に対し、排水機場の設置等に関する要望を展開してまいりました。令和2年からはコロナ禍の中、人数を絞りながらも大垣土木事務所長と西濃農林事務所長に対し、継続して要望を行っており、本年度につきましては去る2月14日に実施をしてまいったところでございます。

岐阜県からは、平成21年度に策定をいたしました圏域内全ての1級河川を対象に、おおむね30年間の河川整備について計画を追加した牧田川圏域河川整備計画の中で検討するとその旨の回答を受けており、泥川につきましては排水機場を整備すると明記をもされたところでございます。

しかし、泥川は大谷川とともに相川に合流する河川であり、泥川排水機場の整備に当たりましては、大谷川の未改修区間の整備に合わせて進めていく必要がございます。大谷川改修事業といたしましては、大谷川の洗堰からの越流による民家被害を解消する必要がございます、そのため大谷川上流のJR東海道本線の架け替え事業を実施しておられまして、今年度はようやくJR東海と協定を締結し、設計業務に着手したと伺っております。架け替え事業が終了後、大谷川洗堰付近の河川改修がいよいよスタートを切ることと相なりました。

また、泥川上流部につきましては、県営宮代住宅北側付近の未改修区間の河川改修が予定されております。いずれにいたしましても、大事業となりますことから多くの時間を要するところでございますが、早期着手に向け、岐阜県に対し、引き続き要望活動を展開してまいりたいと、そのように考えております。

排水機場整備完了までの期間につきましては、垂井町といたしましては、議員御心配のとおり、浸水被害が発生する可能性もございますので、現在栗原地区において行っております圃場整備事業におきまして、地域からの要望を受け、未来工業北側の用地を、浸水被害を少しでも軽減する遊水機能を持たせるため、令和5年度に取得するための換地精算金の予算を計上させていただきます。今後とも、少しでも浸水被害が軽減できますよう、地域に寄り添いながら岐阜県と連携を図り、泥川治水対策の推進に取り組んでまいりたいと、そのように考えておりますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、そのほかの御質問等につきましては、それぞれ担当の課長から回答申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 産業課長 小竹武志君。

〔産業課長 小竹武志君登壇〕

○産業課長（小竹武志君） 私からは、角田議員の2つ目の御質問、ため池の機能点検と改修についてお答えをさせていただきます。

まず、境野ため池の改修はどのように進められるかにつきましては、令和3年にのみ栓周辺から漏水が見つかり、農業用水としての利用があることから、地元栗原土地改良区が町補助金を活用してのり面コンクリート張りによる補修工事を実施していただきました。その結果、漏水が止まり、水がたまるようになったため、問題が解消したと認識しておりました。

しかし、本年1月頃、ため池の底に穴が開いており、水が全て抜けているという御相談を栗原土地改良区からいただきましたため、現地を確認しましたところ、底樋周辺に大きな水みちができており、谷水がそのまま下の用水路に流れ込んでいるような状況でした。堤体内部での水みちが特定できない状況であったことから、排水路の暗渠の中にカメラを入れ、内部調査をしましたところ、経年劣化により複数の管の継ぎ目からコンクリートが剥がれ、水が漏れていることが確認できました。そのため、応急措置としまして、底樋を全開にし、谷水を全て水路に流しておりますが、ため池機能を回復させようとするすと堤体から根本的な補修をする必要がございます。そのためには多額の予算が必要と見込まれることから、町や土地改良区での単独施行は大変難しいため、現在県事業として改修していただけるよう調整を図っております。解決に当たりましては、測量、工法の決定、工事という手順を踏む必要があることから期間を要しますが、引き続き調整をしてまいります。

続きまして、平尾ため池や大谷ため池などのため池機能点検はどのように進められているのかにつきましては、現在町内には29か所のため池がございます。近年、平成30年7月豪雨などため池が豪雨で決壊し、甚大な被害が発生していることを受け、令和元年に農業用ため池の管理及び保全に関する法律の施行により、ため池の適正な管理及び保全が行われる体制が整備され、令和2年には防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法の施行により、10年間という期限が定められた中で、国において必要な財政上の措置がなされることになりました。

また、ため池の管理責任が重くのしかかることから、管理に関して技術的なフォローを行うため、岐阜県土地改良事業団体連合会にため池保全管理サポートセンターが設置されました。センターでは、県のため池等専門職の指導の下、町内全てのため池の点検を毎年実施しており、その結果はカルテとして町へ情報提供され、適正な維持管理ができる仕組みが整っています。

町におきましては、その分析結果も勘案しながら、令和3年度には受益地がなく、土砂災害リスクの高かった大石地内にある西脇ため池を廃止いたしました。このほか、県営事業としまして、令和5年度には市之尾地内にある乳母ヶ谷ため池を廃止し、宮代地内にある東蛇池も耐震工事を進めていただいております。

ため池は、古くから農業用水利として整備されてきた経緯がございます。西濃用水を整備していただいたとはいえ、本町にとりましては重要な農業用施設です。しかし、経年劣化により漏水といった予期せぬ事態が発生するなど、維持管理が難しい、改修をしようとするると工事

規模が大きくなり、多額の予算が必要となる、底地に民地が含まれている、農地の縮小により受益地がほとんどないといった多くの課題があり、施行に関しましては様々な調整が必要となります。今後、農業振興や防災上の懸念も踏まえながら、地域や県など関係機関と連携を図りながら、適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 企画調整課長 小川裕司君。

〔企画調整課長 小川裕司君登壇〕

○企画調整課長（小川裕司君） 私からは、角田議員の御質問、地域防災計画についてのうち、3つ目の災害時の情報伝達手段について、4つ目の公共施設での再生可能エネルギーの活用についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の情報伝達手段についてです。

災害時における住民への情報伝達手段の一つとして防災行政無線があります。垂井町では、国からの指導により、令和4年5月9日からこれまでのアナログ放送からデジタル化へ移行したところでございます。

御質問のありました防災行政無線の点検につきましては、無線の円滑な使用を可能とするため、毎年役場庁舎内にある操作卓から屋外拡声子局に対し、動作試験や性能試験などの保守点検を行い、必要に応じて修繕等の対応を行っているところでございます。

次に、自然災害から住民の命を守るための情報伝達に対する町の考え方についてです。

議員御指摘のとおり、豪雨時、あるいは昨今の気密性の高い家屋内での防災無線による情報伝達には限りがございます。こうしたことから、町では屋内・屋外を問わず、また町内・町外でも情報入手が可能となるメールやLINE配信、防災アプリの利用を町民の皆様に推奨し、登録をお願いしているところでございます。

一方、高齢者など一部の方は、こうしたメールなどの配信登録の操作が苦手であるといったこともお聞きすることから、担当課の窓口において登録手続の支援や地区のまちづくり協議会が行うスマホ教室において登録手続を紹介するなど、登録者数の増加に取り組んでいます。また、登録が難しい方には、屋外放送を無料で確認できるテレホンサービスの案内も併せて行っているところでございます。

町といたしましては、防災行政無線のデジタル化を機に、防災無線は基本的には屋外で情報収集を行うツールとして、またメール配信や防災アプリ、テレホンサービスなどは屋内・屋外を問わず広く情報収集を行うツールとして位置づけ、その活用をお願いしています。

なお、いざというとき、非常時においては、緊急時の特別な対応として、防災行政無線の音量レベルを最大にして、サイレンを何回も繰り返し放送を行うことや、特定のエリア内のスマートフォンや携帯電話の対応端末にメッセージを一斉配信する緊急速報メールなどの対応を行ってまいります。また、テレビやラジオなどの民間インフラも含め、複数の伝達手段を組み合わせる積極的な情報伝達を行ってまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

します。

次に、2点目の公共施設での再生可能エネルギーの利用促進についてお答えをさせていただきます。

これまでも角田議員から同様の御質問をお受けしているところではございますが、改めて現状における公共施設の太陽光発電設備等の設置について御回答させていただきます。

公共施設のうち、避難所施設での停電時における対応については、避難者の生活を考える上で重要な課題であると認識しているところでございます。こうしたことから、停電時の備えとして各地区防災倉庫などにおいて発電機の備蓄を行っているところではございますが、避難所生活全てを維持できるものではないことから、新たな自家用発電設備の整備の検討も必要であると考えております。

これらの設備の整備に当たっては、地球規模の課題である温暖化対策に向けた取組の中で考えますと、再生可能エネルギーである太陽光発電や蓄電池、EV（電気自動車）などが想定されるところではございますが、これらの整備につきましては、以前にも申し上げましたとおり、設置場所の確保や導入に係る経費、また保守点検など維持管理費用が必要となることなど、それぞれに課題も多くありますことから、これらの課題と効果を整理、検証した上で整備についての方向性を決定していく考えでおります。

なお、公共施設における再生可能エネルギーの利用促進につきましては、SDGsの13番目の目標にも掲げられています気候変動に対する具体的な対策も念頭に置き、今後垂井町においてもこれらを視野に入れた取組を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 9番 角田寛君。

○9番（角田 寛君） 御答弁ありがとうございます。

泥川の関係につきましては大変御努力いただいておりますということで、今後いろんな県への要望を続けていっていただきながら、できるだけ早期のポンプ設置ができることをよろしくお願いいたします。

それから、ため池の件ですけれども、今後ともそれぞれ点検を進められておるということで大変ありがたいと思います。ただ、それにはやっぱり県からの費用をいかに引き出していくかということで、今後とも非常に機能が低下したところ、あるいは順次そうした場所を適切に管理していただきながら、県のほうの改修なんかを努めていただければというふうに思っておりますので、継続して御努力をお願いしたいなというふうに思います。

それから3点目の、やっぱりJアラートですか、防災無線何かで地震速報なんか、割合ああいう警戒音というか、あれがあれば非常に注意喚起を促す意味でも効果があるのかなあと思ったりもいたします。それで、火災のときだとサイレンが鳴るといようなことで、やっぱり緊急避難という場合には何かそういうような警戒音があったりすれば、行動しやすいのかなあというようにも思いますので、その辺り検討していただければなあというように思い

をしております。

それから、最後ですけれども、御回答はいいですけれども、今後とも、やはり先ほども町長のほうからSDGs、そうした持続可能な垂井町であってほしいという思いからおっしゃっておられましたし、こうした気候変動に関わる具体的な対策、それからエネルギーのクリーン化、そうした課題を進めていく上でも、ぜひこうした自然エネルギー、太陽光とか、それから先ほど木材の関係も出てきましたけれども、そういうようないろいろな地球に優しいエネルギーの活用というのを全体的に捉えながら、やはり災害時に対応できるようなことも考えていただきながら進めていただけたらと思いますので、今後ともよろしく申し上げます。

特に回答というのは要りませんですけれども、今後ともこうした持続可能なまちづくりに御尽力いただきますようお願いいたしまして、私からの最後の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（富田栄次君） これをもって、一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後2時15分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 富 田 栄 次

垂井町議会副議長 若 山 隆 史

会議録署名議員 中 村 ひ と み

会議録署名議員 安 田 功